

町田市排水設備指針

2012 年度改定版

(2012 年 5 月)

町田市下水道部

目 次

第1章 総則

1. 公共下水道の役割	1
(1) トイレの水洗化	
(2) 地域の環境の改善	
(3) 公共用水域の水質保全	
(4) 雨水の氾濫防止	
2. 町田の公共下水道	1
3. 下水の排除方式	1
4. 下水道の種類と用語	2
(1) 下水道の種類	
(2) 用語の意義	
5. 供用の開始	4

第2章 排水設備

1. 公共下水道と排水設備	5
2. 排水設備の分類	5
3. 排水設備設置に係る材料	5
4. 排水設備の設置	6
(1) 排水設備の設置義務	
(2) 受忍義務	
(3) くみ取り便所の水洗便所への改造義務	

第3章 屋内排水設備

1. 衛生器具	7
2. 排水管	8
3. トラップ	9
(1) トラップの種類	
(2) トラップ封水の破壊	
4. 掃除口	12
5. 床排水	13
6. ストレーナー（目皿）	13
7. 阻集器	13
8. ビルピット	15
(1) 構造	
(2) 維持管理	
9. 通気	17
10. 建物の雨水排水	17
11. ディスポーザ	17
12. ディスポーザ排水処理システム	18

第4章 屋外排水設備

1. 設計の手順	19
(1) 事前調査	
(2) 配管経路・ます・掃除口の選定	
(3) 雨水の排除方法	
(4) 処理区域外の排水設備の工事	
2. 排水管の設計	20
(1) 管種	
(2) 管径と勾配	
(3) 土被り	
3. ますの設計	22
(1) 汚水ます	
(2) 雨水ます	
(3) 雨水浸透	
4. 設計図の作成	29
5. 設計図の記載事項	29
表4.6 縮尺	
表4.7 記入数値の単位および端数処理	
表4.8 引き出し線表示方法	
表4.9 縦断面図	
表4.10 記号表示	
6. 設計の注意事項	32
7. 設計の参考図例	32
図4.22 塩ビ製小口径ます配管施工例	
図4.23 排水計画平面図（小口径ます）例1	
図4.24 排水計画平面図（小口径ます）例2	
図4.25 汚水縦断面図	
図4.26 雨水縦断面図	
図4.27 露出配管の記載例	

第5章 施工

1. 排水管の施工	39
(1) 掘削工	
(2) 基礎工	
(3) 布設工	
(4) 埋戻工	
2. ますの施工	40
(1) 掘削工	

(2) 基礎工	
(3) 築造工（コンクリート製）	
(4) 築造工（塩ビ製，小口径ますの場合）	
(5) 特殊な施行例	
(6) トラップます	
3. 施工上の注意事項……………	46
(1) ガソリンスタンド・洗車場	
(2) 基準外の施工	
(3) 浄化槽、便槽の処置	
(4) その他	
4. 参考図表……………	47
図5.14 管防護断面図 表5.1 防護寸法表	
図5.15 トレンチ断面図	
図5.16 コンクリート製有孔ます	
図5.17 塩ビ製有孔ます（単位 mm）	
図5.18 ポラコンます断面図	
図5.19 塩ビ製小口径ます	
図5.20 小口径ドロップます	
図5.21 インバート平面図	
表5.2 管渠流量表（硬質塩化ビニール管、 強化プラスチック複合管）円形管 クッター公式	

第6章 排水設備の確認申請等の手続

1. 排水設備の申請の手続……………	51
(1) 申請依頼	
(2) 申請の提出	
(3) 審査	
(4) 施工	
(5) 完了届	
(6) 検査の注意事項	
(7) 検査済証	

第7章 特定施設・除害施設等

1. 公共下水道への排除の制限……………	54
2. 除害施設等……………	54
3. 届出義務……………	55
4. 特定施設・除害施設設置事業場の排水設備 ……………	55
5. 特定施設・除害施設届出抜粋……………	56
6. 町田市公共下水道における下水排除基準値 ……………	58
7. 特定施設一覧……………	60
（ダイオキシン類特別措置法施行令 別表第2）……………	67

法令名略語表

法	下水道法
施行令	下水道法施行令
条例	町田市下水道条例
規則	町田市下水道条例施行規則

第 1 章 総則

1. 公共下水道の役割

公共下水道は、人々の生活や生産活動に伴って、住宅や工場等から排出される汚水を終末処理場で処理すること及び雨水をすみやかに河川等の公共用水域に排除することを目的とした施設で、市町村（町田市）が設置するものです。この公共下水道は、公共ます、污水本管、処理場、ポンプ場等から構成され町田市が維持管理しています。

これに対して、宅地内の污水や雨水を公共ますに排除するために設置した施設（ます、管等）を排水設備といいます。

この二つの施設が設置されることによって、都市生活を営むうえでの快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質を保全するという下水道事業の目的が果たされます。

この目的に対する下水道の果たす役割は、次のようなものです。

(1) トイレの水洗化

公共下水道が整備された区域では、くみ取り便所が水洗化されます。これにより悪臭の発生源が無くなり、宅地の清潔が保たれるので、快適な生活環境が実現されます。

(2) 地域の環境の改善

生活や生産に伴って生じた污水が公共下水道に排除されることにより、居住地周辺の道路側溝等に污水が停滞せず、悪臭、ハエやカ等の発生源がなくなるので、地域の環境が改善され公衆衛生の向上がはかられます。

(3) 公共用水域の水質保全

河川や海等の水質を汚濁させる污水を処理するので、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たします。

(4) 雨水の氾濫防止

雨水管渠の整備が進められた区域では、雨水の氾濫や冠水がなくなり、土地の清潔が保たれます。

2. 町田市の公共下水道

町田市の公共下水道は、昭和 39 年、鶴川団地の開発に伴い新住宅市街地整備法に基づいて 109.69ha の整備に着手し、昭和 42 年 12 月供用の開始をしたことからはじまりました。

その後、昭和 46 年 11 月、町田処理区のうち中心市街地 346.7ha の事業許可を得、昭和 52 年 10 月、91.0ha の供用を開始して、本格的な公共下水道の普及が開始されました。

さらに、平成 2 年 1 月 31 日鶴川第 2 下水処理場（現鶴見川クリーンセンター）の運転が開始され、鶴川処理区の供用開始区域も拡大し、町田処理区とともに、公共下水道の整備を一層推進する計画となっています。

3. 下水の排除方式

下水の排除方式には、合流式と分流式とがあります。

合流式は、污水と雨水を同一の管渠で排除し、下水処理場で処理するものです。

分流式は、污水と雨水を別々の管渠で排除し、污水は下水処理場で処理したのち河川に放流し、雨水は直接河川に放流する方式です。

町田市の公共下水道は分流式です。この方式では、誤って汚水を雨水管に接続したり雨水を污水管に接続したりすると、公共下水道の役割や目的を損なうことになります。したがって、排水設備を設置する場合、工事を行う者には十分な注意と知識が求められます。

なお、雨水の排除は、雨水管又は道路側溝等に排除する方法となります。雨水管、道路側溝がない区域では、宅地内に浸透させる等の方法で処理することとなりますが、浸透処理については、P28 第4章の3の(3)に述べる点に注意して行う必要があります。

分流式下水道の場合、汚水と雨水の区分は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 下水の区分

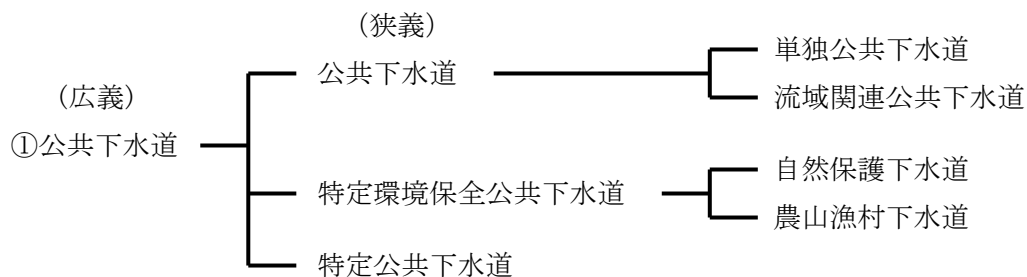
下 水 の 種 類	
汚 水	雨 水
便所の排水、台所の排水 浴室の排水、洗面台の排水 貯留槽の水、屋外手洗の排水、 その他生活、生産に伴い生ずる排水	雨水、雨どいからの水 湧き水、地下水、雪どけ水等

4. 下水道の種類と用語

(1) 下水の種類

下水道は、大別すると、公共下水道、流域下水道、都市下水路に分類されます。又、公共下水道の一環として実施されている特定環境保全公共下水道や、特定公共下水道も広義の公共下水道と呼んでおり、次の表 1.2 のように分類できます。

表 1.2 下水道の種類



②流域下水道（都道府県が建設維持管理します。）

③都市下水路（主に市街地の雨水を排除する開渠のものをいいます。）

① 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体（町田市）が設置する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

このうち、町田市のように終末処理場を有するものを、単独公共下水道といい、多摩地区の多くの市のように流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

これらの他、都市計画区域外においても、自然環境の保全が望まれる地域に設置される特定環境保全公共下水道や特定の事業者の事業活動によって生ずる公害の発生を防止するために設置する特定公共下水道等も、広い意味で公共下水道に含まれます。

② 流域下水道

流域下水道は、複数の市町村の公共下水道から流入する下水を処理するもので、幹線管渠、ポンプ場、処理場等の基幹的施設で構成され、都道府県が建設及び維持管理するものです。

③ 都市下水路

都市下水路は、集水区域 10ha 以上 200ha 未満の主として市街地において雨水を排除することを目的として設置されるもので、内のり幅 50cm 以上の原則として開渠のものをいいます。

(2) 用語の意義

① 下水

生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは付随する汚水又は雨水をいい、次のように区分されます。

汚水……人の生活又は事業に伴って生ずる不用な水

（貯留槽に貯留するものは汚水です。）

雨水……雨水、雪どけ水、湧水、地下水

（ビルピットに貯留するものは汚水です。）

（注） 汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、市との協議により雨水と同様の取り扱いをする場合があります。

② 下水道

下水を排除するために設置される排水管、排水渠、その他の排水施設（かんがい排水施設を除く）終末処理場及びポンプ施設の総体をいいます。

③ 終末処理場

下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために設けられる処理施設、及びこれを補充する施設をいいます。成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター及び鶴川ポンプ場がこれにあたります。

④ 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、供用開始の告示がされた区域をいいます。ただし、これはかつて終末処理場に接続していない公共下水道があったときの供用開始の告示方法で、町田市においては排水区域として告示したものではありません。

⑤ 処理区域

下水を終末処理場により処理することができる地域で、供用開始の告示がされた区域をいいます。

⑥ 排水設備

公共下水道の区域内の土地及び建築物の下水を公共下水道に流入させるために設置する、排水管、ます等の排水施設をいいます。又、町田市においては、公共下水道以外の一般下水道の区域として町田市が指定した地域において設置される汚水を排除するため

の施設についてもこれを排水設備とといいます。

⑦ 除害施設

法第 12 条第 1 項に規定されている公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのある下水を継続して公共下水道を使用する者が設置する障害を除去する施設です。

なお、阻集器は建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定により設置されるもので、汚水中の物質を分離収集して公共下水道への流入を阻止する役割をもっていますが、法第 12 条第 1 項にいう除害施設とは異なるものです。

⑧ 一般下水道

町田市以外の者が、町田市の承認等を得て設置する下水を排除するための施設で、将来公共下水道として供用される計画のあるものをいいます。一般下水道は、原則として町田市が指定します。

5. 供用の開始

公共下水道が建設され、住民の利用に供することができるようになった時は、法 9 条の規定により公示します。これを供用開始の告示とといいます。

告示は、公共下水道を広く住民の使用に供することを知らせる行為です。この告示がなされると、告示区域内においては、排水設備を設置する義務（法第 10 条）、くみ取り便所を水洗便所に改造する義務（法第 11 条の 3）、建物を新增改築する者は水洗便所以外の便所としてはならない義務（建築基準法第 31 条）が生じます。

第2章 排水設備

1. 公共下水道と排水設備

公共下水道は、地方公共団体（町田市）が公道や公有地に公費で設置する施設で、その維持管理も町田市が行うものであるのに対して、排水設備は、個人が自己の敷地内で発生する下水を公共下水道に流入させるために個人が設置する排水施設です。

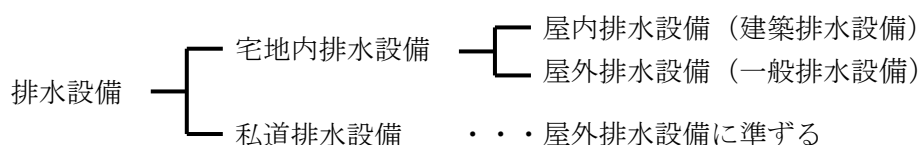
排水設備は、公共下水道より小さい規模ですが、その果たす役割は公共下水道とまったく同じであり、極めて重要な施設です。それは、排水設備が完備されることによって、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等の下水道事業の目的が実現できるからです。

このため、下水道法は、供用開始区域内の土地又は建築物の所有者に対して、排水設備の設置義務又は水洗便所への改造義務を定めるとともに、使用者が安心して維持管理できるものを設置させるために、排水設備の構造や施工等の技術上の基準（下水道法施行令第8条、町田市下水道条例第5条、同施行規則第3条）を設けています。

2. 排水設備の分類

排水設備は、設置される場所によって、屋内排水設備と屋外排水設備に分類され、さらに私道内に設置する私道排水設備も含めて、表2.1のように三つに分類することができます。

表 2.1



浄化槽は、下水道法でいう排水設備ではありませんが、一般下水道区域で浄化槽を設置する場合は排水設備に関連する施設として取り扱うことになります。

3. 排水設備設置に係る材料

排水設備に係る材料は、表2.2に示した公的規格に適合するものを使用することを原則とします。

ただし、規格のないものについては、形状、品質、耐久性及び強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定してください。

表 2.2 公的規格

公 的 規 格 一 覧
ア．日本工業規格（J I S）
イ．日本工業農林規格（J A S）
ウ．日本工業下水道協会規格（J S W A S）
エ．日本工業水道協会規格（J W W A）
オ．空気調和・衛生工学会規格（S H A S E）

4. 排水設備の設置

公共下水道の供用が開始された区域内にある土地又は建築物の所有者等には、排水設備の設置、くみ取り便所の水洗便所への改造、除害施設の設置等の義務（利用の強制）が生じます。

これは、公共下水道事業の目的である地域の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図ることと処理区域内でのし尿収集という二重投資を避けるためです。これらの利用の強制について、下水道法は次のように規定しています。

(1) 排水設備の設置義務（法第 10 条第 1 項）

公共下水道の処理区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、遅滞無く、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。遅滞無くとは、町田市の場合供用開始から 1 年を超えない期間内のことです。

排水設備の設置義務を負う者は次のとおりです。

- ① 建築物の敷地である土地の場合は、その建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地の場合は、その土地の所有者
- ③ 道路（道路法による道路）その他の公共施設（建築物を除く）の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者

(2) 受忍義務（法第 11 条）

下水道法第 11 条では、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である排水設備の設置義務者が排水設備を設置できるよう、当該土地又は排水設備の所有者に対して、その土地又は排水設備の使用について、受忍すべき義務を定めています。

- ① 他人の土地又は排水設備を使用することができる場合とは、周囲が他人の土地で囲まれているときはもとより、ポンプ施設を設置しなければならない場合又は排水管の延長が著しく長くなる等経済的に不利益となる場合です。
- ② 他人の土地を使用して排水設備を設置する者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければなりません。
- ③ 他人の土地の使用により損失を与えた場合は、その者に対して損失を補償しなければなりません。
- ④ 他人の排水設備を使用したものは、その利益を受けた割合に応じて、その費用を負担しなければなりません。

(3) くみ取り便所の水洗便所への改造義務（法第 11 条の 3）

処理区域内において、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、供用開始の日から 3 年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

- ① 改造義務は、建築物の所有者に課せられています。ただし、建築物の占有者が建築物の所有者の同意を得て、自ら改造することもできます。改造義務に違反している者に対しては、相当の期間を定めて改造を命ずることができます。この改造命令に違反している者は、30 万円以下の罰金に処せられます。（法第 48 条）
- ② 下水道法とは別に、建築基準法第 31 条第 1 項は、「処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならない。」と規定しています。これは、新築の場合はもとより、増築、改築の場合であっても、水洗便所に改造させ、環境改善の目的を達成しようという考えからです。

第3章 屋内排水設備

屋内排水設備は、衛生器具等（表3.1）からの汚水や、屋上等の雨水等を屋外の排水設備に衛生的に支障なく排除するためのものです。屋内排水設備が建物の規模、構造、用途、排水の種類等に応じて適切に設置されていないと、汚水の円滑な流下を妨げ、排水機能を十分に果たすことはできません。

施工にあたっては、建築設備工事との調整をよく行い、使用材料、排水系統、排水能力及び通気等に十分な配慮をすることが必要です。

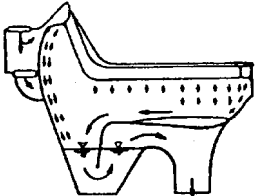
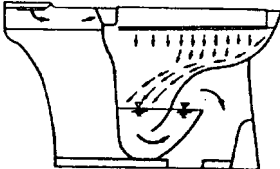
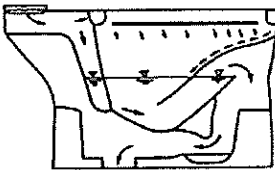
1. 衛生器具

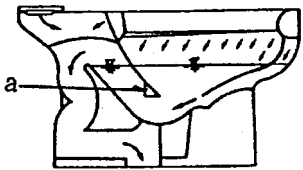
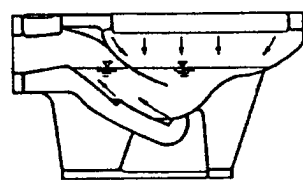
衛生器具も原則として、表2.2（P5）で示した公的規格に適合するものを使用することとします。

表3.1 衛生器具参考例

名 称	規 格
衛 生 陶 器	J I S A 5 2 0 7
衛 生 陶 器 付 属 金 具	J I S A 5 5 1 4
大 便 器 洗 浄 弁	J I S A 5 5 2 1
洗 面 化 粧 台	J I S A 4 4 0 1

図3.1 水洗便所の様式

① 洗出し式 	和風大便器の最も一般的な型式であり、便器周縁の各所から噴出する洗浄水が汚物を洗い出す方式です。
② 洗落し式 	汚物をトラップ留水中に落下させる方式です。汚物が水中に落ちるので、洗出し式に比べて臭気が少なく、又比較的安価であるため、洗出し式とともに多く普及しています。
③ サイホン式 	構造は洗落し式に似ていますが、排水路を屈曲させることにより、洗浄の際に排水路部を満水させ、サイホン作用が起こるようにしたものです。洗落し式に比べて排出力が強力となります。

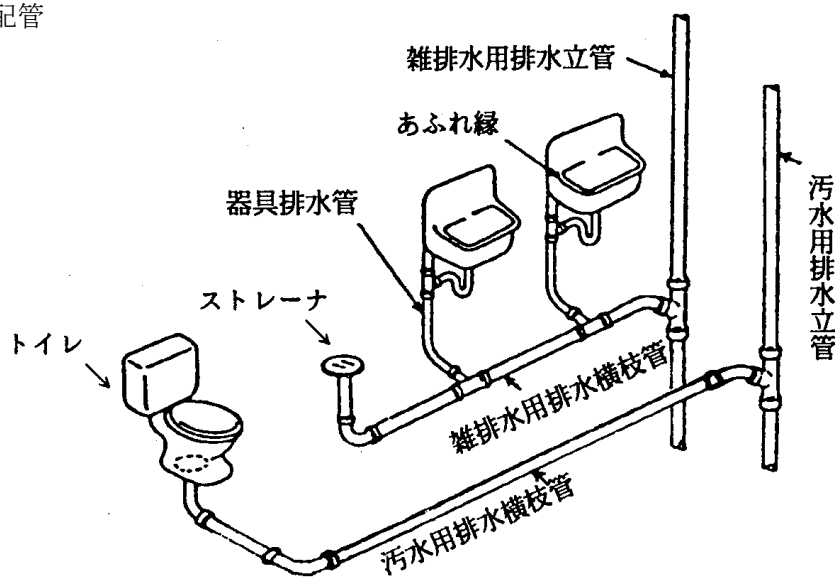
④ サイホンゼット式 	サイホン式便座のトラップ排水路入口 a に噴水孔を設け、この噴水によって強制的にサイホン作用を起こさせるようにしたものです。この方式は、サイホンによる吸引作用が強いため、広い留水面が確保でき、封水深が大きく、排除が確実で臭気の発散や汚物の付着がほとんどありません。
⑤ 吹出し式（ブローアウト） 	サイホンゼット式と似ていますが、サイホン作用よりも噴水作用に重点をおいた機能になっており、噴水孔からの噴水圧で汚物を吹き飛ばし、排出するようにしたものです。サイホン作用を利用しないため、トラップの排水路が大きく、詰まる恐れが少ないが、給水圧が 1 Kgf/cm^2 以上必要であるため、洗浄音が大きくなります。

2. 排水管

排水管は次の事項を考慮して定めるものとします。

- ① 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定めます。
- ② 管径及び勾配は、排水を円滑かつすみやかに流下するように定めます。
- ③ 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷がないもので、原則として、規格品を使用します。
- ④ 排水管の損傷、腐食等を防止するため、必要に応じて防護等を施します。
- ⑤ トイレ排水とその他の汚水（雑排水）は原則として、分離配管とします。（図3.2）
ただし、やむをえない場合は、通気口の設置又は排水管の口径の増径等で対処します。又、公共施設の建築排水設備は、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）に基づいて設計します。

図 3.2 分離配管



- ⑥ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具に付属するトラップのうちの最大管径のもの以上でなければなりません。なお、大便器を接続する場合には、その排水横枝管の管径は、大便器が1個の場合は75 mm以上、2個以上の場合は100 mm以上とします
- ⑦ 排水立管の管径は、それに接続する排水横枝管のうちの最大管径以上とします。
又排水立管の上部を細くして下部を太くするような、いわゆる「たけのこ配管」をしてはなりません。
- ⑧ 汚水排水立管は、雨水排水立管と兼用してはなりません。
- ⑨ 原則として、温度 45℃以上の湯、凝縮水を排水する懸念のある機器からの排水管は、一般屋内排水系統に直結してはなりません。

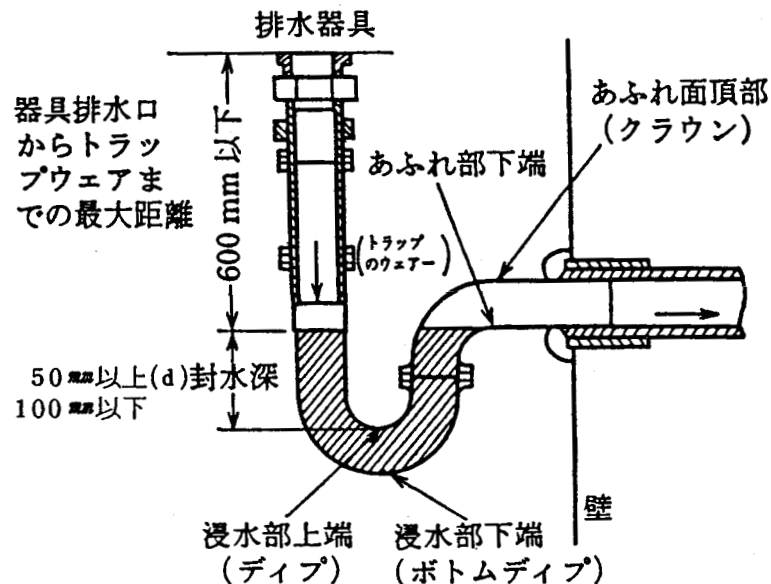
3. トラップ

トラップは、封水の機能により、排水管内又は公共下水道からのガス、臭気、害虫等が衛生器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける装置です。（図 3. 3）

トラップは、次の事項を守って設置します。

- ① 封水が破られ難い構造とする。封水深は 50 mm以上 100 mm以下とします。
- ② 排水自身の流水によって、排水路を洗浄する、自浄作用を有する構造とします。
- ③ 材質は、耐蝕性のものとします。
- ④ 器具トラップは、封水部の点検が容易なものとします。
- ⑤ 器具排水口からトラップウェアまでの垂直距離は、600 mmを超えてはなりません。
- ⑥ トラップは、2重トラップとならないようにします。

図 3. 3 トラップ各部の名称



(1) トラップの種類

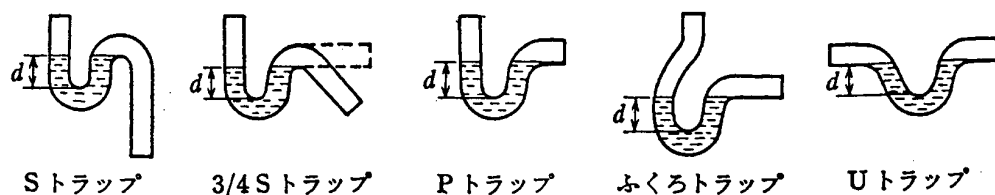
① 器具トラップ

器具トラップは、器具に付属して設置されているものをいいます。

② 管トラップ

管トラップには種々ありますが、基本として図 3.4 に示した 5 種をあげることができます。

図3.4 管トラップ

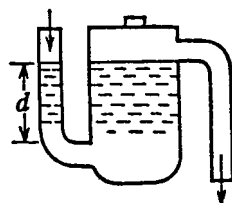


管トラップは図3.4のように、管を曲げてつくったもので、これらを総称して管トラップといいます。管トラップの利点は、小型でトラップ内を排水で洗い流す自己洗浄作用をもつことで、欠点は、構造上封水破壊が発生しやすいことです。

③ ドラムトラップ

ドラムトラップは、流し類の排水用として用いられます。利点は、上記のトラップより封水を多量に貯溜できる構造であるため封水破壊が起きにくいことです。（図3.5）

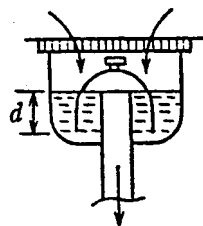
図3.5 ドラムトラップ



④ ベルトラップ（わんトラップ）

浴室や水洗便所の床面に設けられる床排水用トラップとして使用されます。ベル（わん）状の可動部分の取りはずしによって簡単にトラップの機能が失われるので、常時水を流すところ以外は、できるだけ使用しないようにします。（図3.6）

図3.6 ベルトラップ



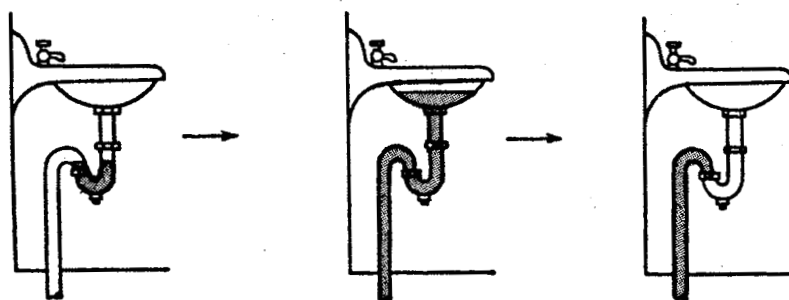
(2) トラップ封水の破壊

トラップの封水は、種々の原因で破られますが、主なものとして次のものがあります。

① 自己サイホン作用

Sトラップによく起る現象で、排水の流下力が強いために、一時に満水状態で流れるときに排水の流れの方に吸水されるものです。(図3.7)

図3.7 自己サイホン作用



② 吸出し作用（誘導サイホン作用）

立管に近い所に器具を設けた場合に、立管の上部から一時に多量の排水が落下してくるとピストン作用が生じ、その立管と横走り管との接続部付近の圧力は、大気圧より低くなり、圧力の低くなった排水管に吸い出されてしまいます。(図3.8)

③ はね出し作用

排水立管に多量の水が落下してくると、水の固まりがピストン作用を起し、排水立管内の圧力が急激に上昇し、封水がはね出します。(図3.9)

④ 毛管現象

トラップのあふれ部に毛髪、布糸が引っかかりたれ下がったままになっていると、毛管現象で封水が吸い出されて封水が破られます。(図3.10)

⑤ 蒸発

器具を長時間使用しない場合に、水分が徐々に蒸発して封水が破られます。

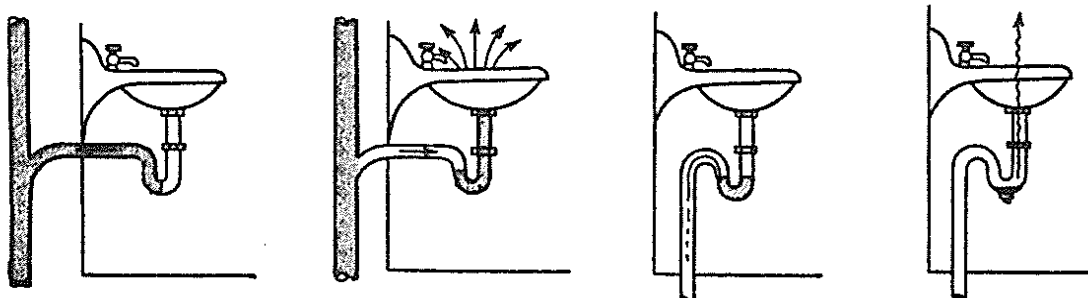
(図3.11)

図3.8 吸出し作用

図3.9 はね出し作用

図3.10 毛管現象

図3.11 蒸発



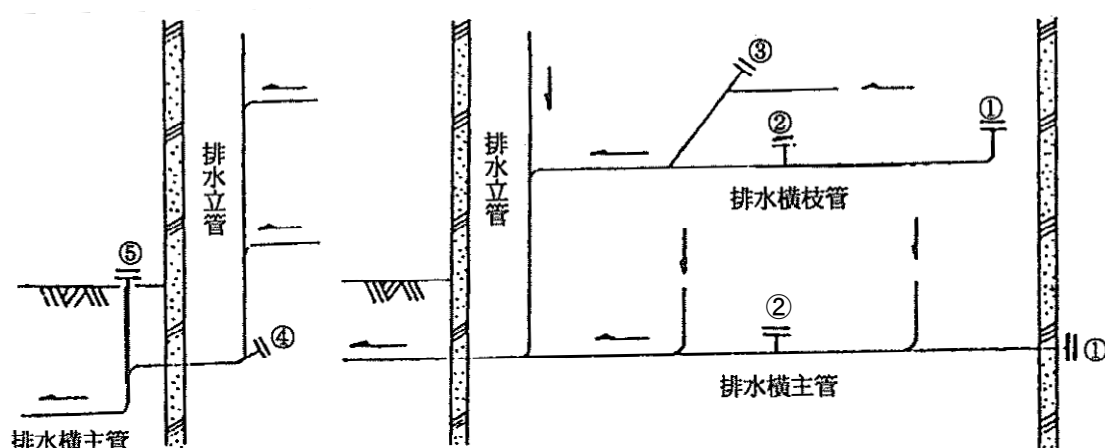
4. 掃除口

排水管は、物を落して詰まらせたり、長時間の使用の間には流れが悪くなるので、管内の掃除ができるように適切な位置に掃除口を設けることとします。（図3.12）

(1) 掃除口設置箇所

- ① 排水横枝管及び排水横主管の起点
- ② 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ③ 排水管が 45° を超える角度で方向を変える箇所
- ④ 排水立管の最下部又はその付近
- ⑤ 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近いところ
- ⑥ その他、必要と思われる箇所

図 3.12

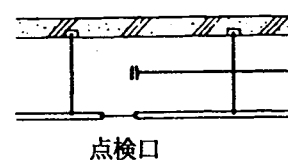
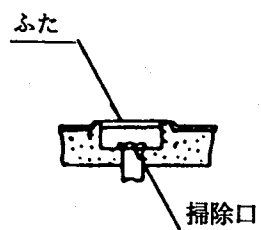
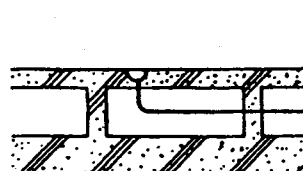


- (2) 掃除口は容易に掃除のできる位置に設けます。排水横主管及び排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として、排水管の管径の 120 倍以内とします。
- (3) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付けます。（図 3.13）又、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、点検口を設ける等、掃除に支障のないようにします。（図 3.14 ・ 図 3.15）

図 3.13 コンクリート床下配管

図 3.14 点検口

図 3.15 天井裏配管



- (4) 掃除口は排水の流れと反対又は直角に開口するように設けます。
- (5) 掃除口の蓋は、漏水がなく臭気が漏れない密閉式のものとします。
- (6) 掃除口の口径は、排水管径と同一以上とします。

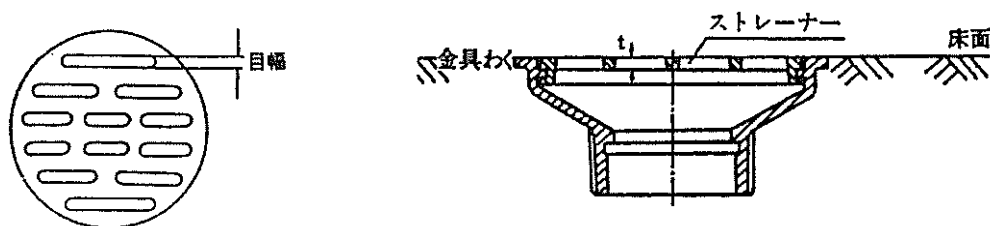
5. 床排水

便所、浴室等に設ける床排水口で、トラップがその器具に付属しているものと、そうでないものと二種あります。又、ベル（わん）トラップのものとそれ以外のものとがありますが、いずれにせよ非衛生的な状態となりやすく特別の場合を除いて、これらの設置は好ましくありません。（※ P10 ④の図3.6 ベルトラップ 参照）

6. ストレーナー（目皿）

浴場、流し場等の排水流出口には、固形物の流下を阻止するために有効な目幅をもつストレーナーを設けることとします。（図3.16）

図 3.16 ストレーナー



7. 阻集器

阻集器は、グリース、可燃性溶剤、土砂等の有害物質をできるだけ阻止収集して、公共下水道に流入することを防止するためのものです。阻集器は、原則としてトラップ機能を有するものとし、トラップ機能を備えていないものは、その排水系統の直近にトラップを設けなければなりません。

阻集器には、使用目的によって一般に次のような種類があります。又、阻集器の規格については日本阻集器工業会で SHASE-S217 に基づきグリース阻集器の認定をおこなっています。（図 3.17）

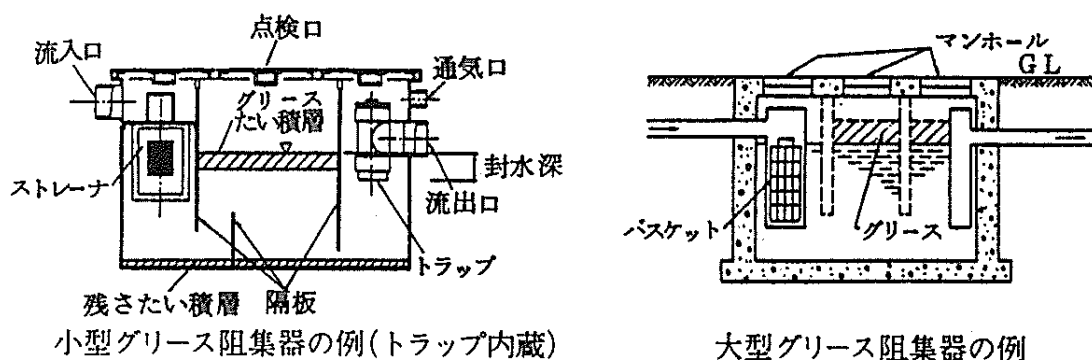
図 3.17 日本阻集器工業会グリース阻集器認定証



① グリース阻集器

レストラン、ホテル等の調理室からの排水に含まれる脂肪分を凝固させて除去するもので、器内に隔壁を数枚設けて槽内の流速を緩慢にし、グリース等を有効に分離できる構造のものです。容量は、一般用は最大排水量の少なくとも 15 分間以上、営業用は可能なかぎり平均排水量の 2 時間分以上貯留できるものとします。（図 3.18）

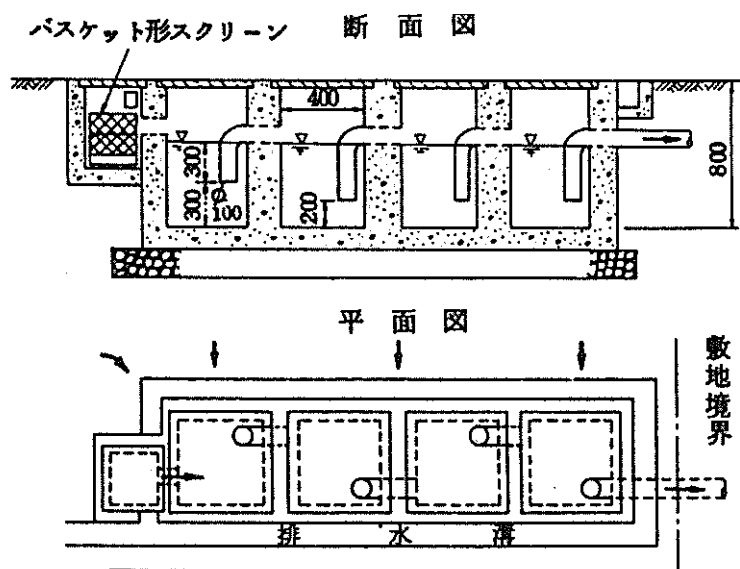
図 3.18 グリース阻集器



② オイル阻集器

自動車修理工場、ガソリンスタンド、駐車場その他製油工場等常時油を取扱う場所に設け、油類を水面に浮遊させて回収するものです。（図 3.19）

図 3.19 オイル阻集器



③ サンド阻集器（砂阻集器）

排水中に含まれる泥、砂、セメント等を底部の泥溜に沈澱させるものです。泥溜の深さは、15cm 以上とします。

④ ランドリー阻集器（洗濯場阻集器）

営業用洗濯工場に設け、ぼろ、毛くず、布切れ、ボタン等が排水管に流入しないように阻集器の中には、取りはずし可能な金網バスケットを取付けます。金網は、13 mm 以上の不溶性物質が排水管に流入するのを阻止できる構造とします。

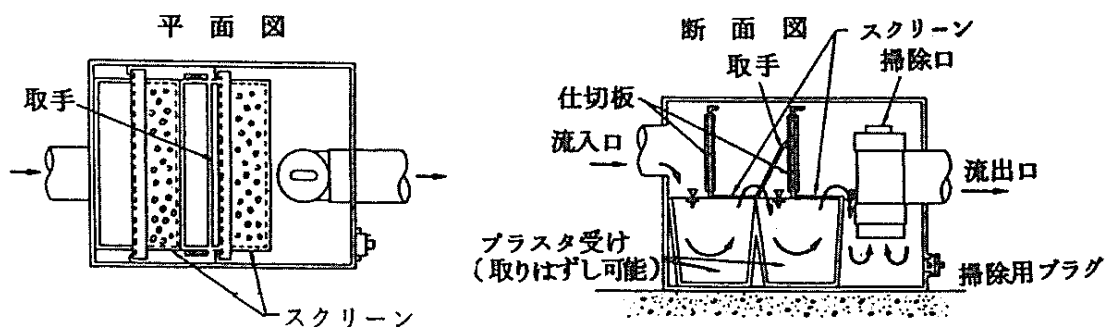
⑤ ヘア阻集器（毛髪阻集器）

理髪店、美容院の洗髪器に取付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止します。プールや公衆浴場には、大型のものがが必要です。

⑥ プラスタ阻集器

歯科医、整形外科医の技工室、ギブス室等に設け、金銀材のくず、プラスタ（石膏類）の排水管への流入を阻止するものです。プラスタは、排水管中に流入すると管壁に付着凝固して取除くことが困難となります。（図 3.20）

図 3.20 プラスタ阻集器



8. ビルピット（排水槽）

公共下水道管より低い位置に設置された衛生器具等から排出された排水で、自然流下によって排除できないとき、解決方法のひとつとして、建物の下部に設けられた槽に排水を集め、ポンプにより公共下水道等に排除する方法があります。排水を一時的に滞留させるための槽を排水槽（図 3.21）といい、その中でも上記のように建物の下部に設置するものをビルピットといいます。

ビルピットの設置にあたっては、「昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号」（給排水設備技術基準）並びに「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」（ビルピット対策指導要綱）を準用し、次のとおりとします。

(1) 構造

新設の排水槽は、汚泥等の残量を少なくし、排水の槽内貯留時間を短くし、悪臭の防止をはかります。

- ① 汚水又は雑排水を貯留する排水槽は、原則として、各々分離した槽とします。
- ② 排水槽の有効容量は、極力小さく、時間当り最大排水量以下とし、次式によって算出します。なお、槽の実高は有効貯水高さの 1.5～2.0 倍程度とします。

$$\text{有効容量} = \frac{\text{建築物（地階部分）の 1 日平均排水量（m}^3\text{）}}{\text{建築物（地階部分）の 1 日当り給水時間（時）}} \times 2.0 \sim 2.5$$

- ③ ポンプの吸込み部の周囲及び下部には 20 cm 程度の間隔をもたせて、吸込みピットの大きさを決めます。（図 3.22）
- ④ 排水槽の底部は、吸込みピットに向かって、すべての方向から 15 分の 1 以上、10 分の 1 以下の勾配を有するものとし、槽底部での作業の便宜をはかるため、階段を設けます。
- ⑤ 排水槽の内部は、不浸透質の耐水材料でつくり、漏水しない構造とします。

- ⑥ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とします。
- ⑦ 槽内部の保守点検用マンホール（内径 60 cm 以上）を 2 箇所設けます。槽内部の作業の便宜をはかるため、腐食防止を施したフックを取付けます。
- ⑧ 建築物の外部に直接開放され、かつ衛生上の対策が講じられた通気装置を設けます。
- ⑨ 吸込みピット内部に吸込み管を配置した複数の排水ポンプ（予備ポンプを含む）を設置します。
- ⑩ 厨房より排水槽に流入する系統には、阻集器を保守点検等が容易に行える場所に設けます。

図 3.21 排水槽

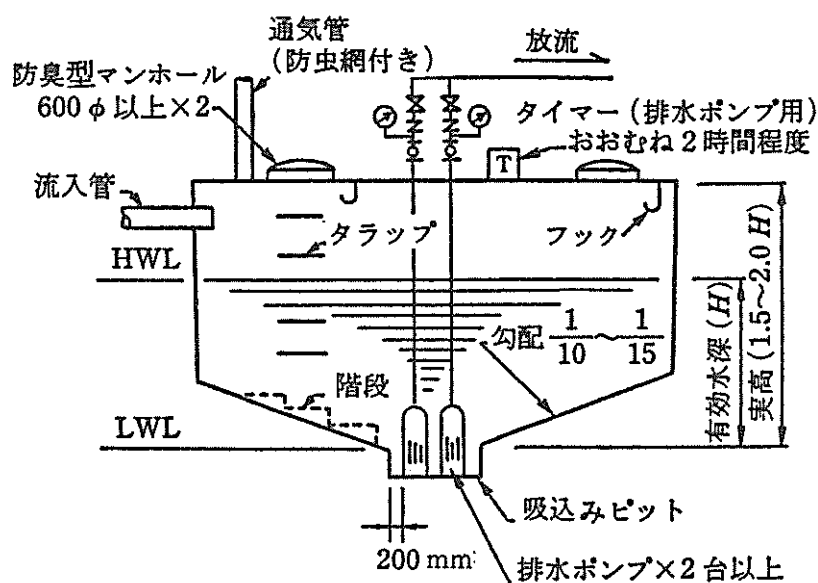
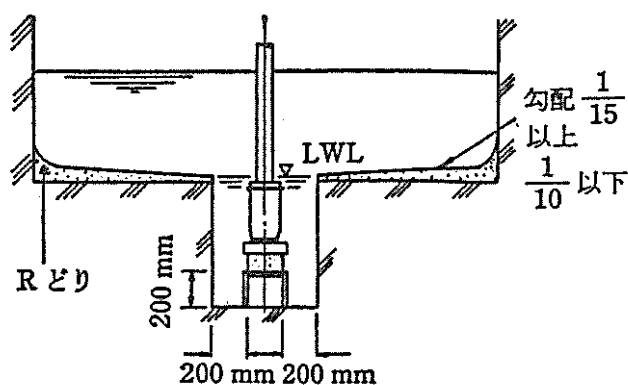


図 3.22 吸込みピット構造図



(2) 維持管理

- ① 排水ポンプの運転制御は水位と時間の併用方式により、2 時間程度に設定することによって、悪臭発生原因となる汚水の滞留を少なくします。
- ② 排水槽は、4 ヶ月に 1 回定期清掃を行います。
- ③ 阻集器は 7 日に 1 回清掃を行います。

9. 通気

排水設備を備えた建築物には、必要に応じて適切に組合せた通気系統を設けなければなりません。通気系統は、排水管内の空気が配管のどの部分でも、自由に流通できる出入用の管を、排水配管の要所に設けるもので、排水による管内空気圧の差をできるだけ解消するための設備です。3階建以上の建物及び汚水と雑排水の合流配管の場合や、トイレ2栓以上でφ75の場合は、かならず通気をとります。

(1) 通気の目的

- ① サイホン作用及び背圧から排水トラップの封水を保護します。
- ② 排水管内の流水を円滑にします。
- ③ 排水管内に空気を流通させて、排水系統内の換気を行います。
- ④ 排水時の騒音を低減させます。

10. 建物の雨水排水

建物の屋根に降った雨水はすみやかに排除して、建物に損害を与えないようにしなければなりません。

(1) 雨水立管

雨水立管は、雨水専用の管として設け、汚水排水管あるいは通気管と兼用してはなりません。

(2) ルーフドレーン

ルーフドレーンは、屋根面に降った雨水の排水を早めるために設置します。

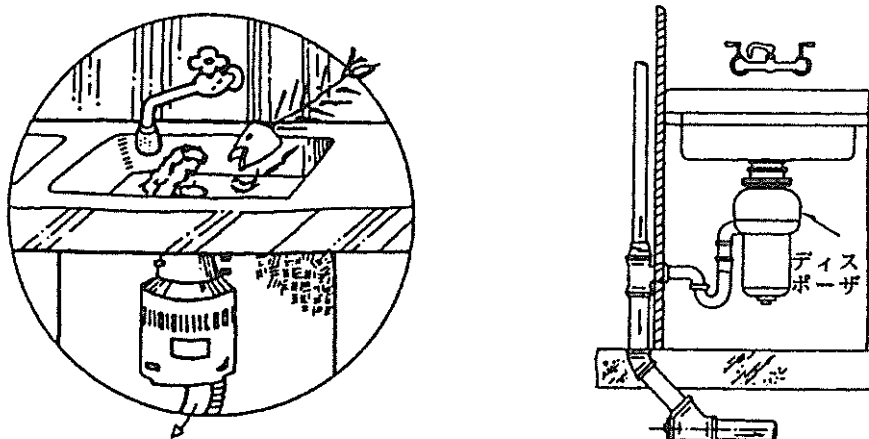
(3) 雨どい

雨どいは、一本ずつ雨水ますに接続します。複数の雨どいを管でつなぎ一本にまとめてからますに接続することは避けてください。

11. ディスポーザ（単体ディスポーザ）

ディスポーザ（台所の生ゴミを碎いて、下水管に流しこむ機器）を使うと、下水管に細かいゴミがつもって、詰まったり悪臭のもとになります。又、処理場の処理負担が著しく増え、維持管理に大きな支障となりますので使用しないでください。（図 3. 23）

図 3. 23 ディスポーザ

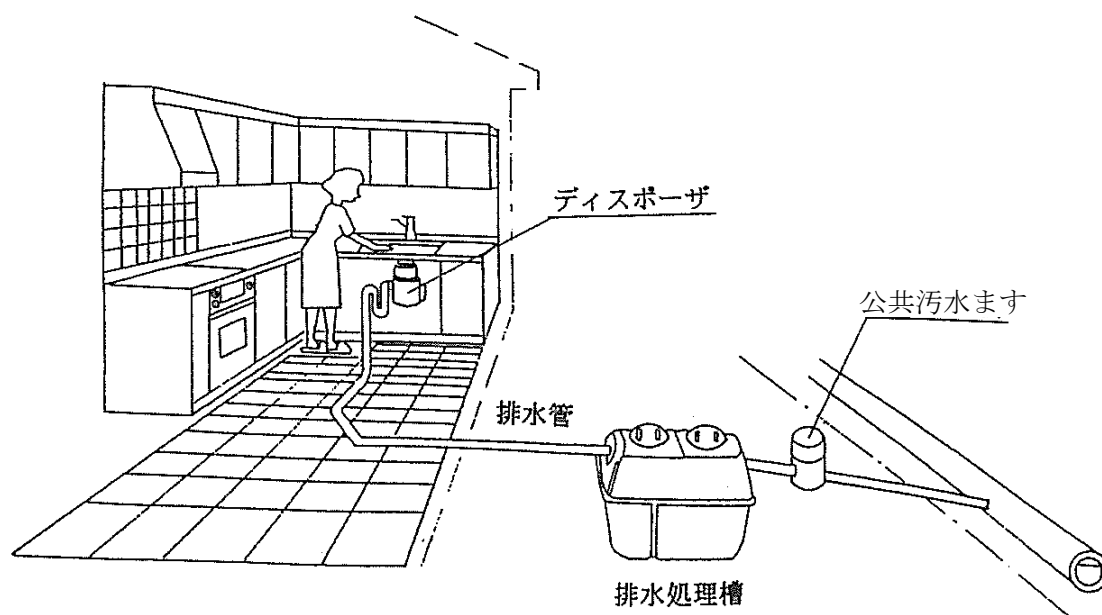


12. ディスポーザ排水処理システム

ディスポーザ排水処理システムは、戸建住宅やマンション等の台所流しにディスポーザを取付け、粉碎された生ごみと台所排水を排水処理槽で浄化処理し、処理水を公共下水道へ放流させ、又は、合併処理浄化槽へ流入させるものです。（図 3. 24）

なお、ディスポーザの設置については、町田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱に基づいて設置して下さい。又、システムの維持管理については専門の業者と契約し、適正な維持管理をする必要があります。

図 3. 24 ディスポーザ排水処理システム

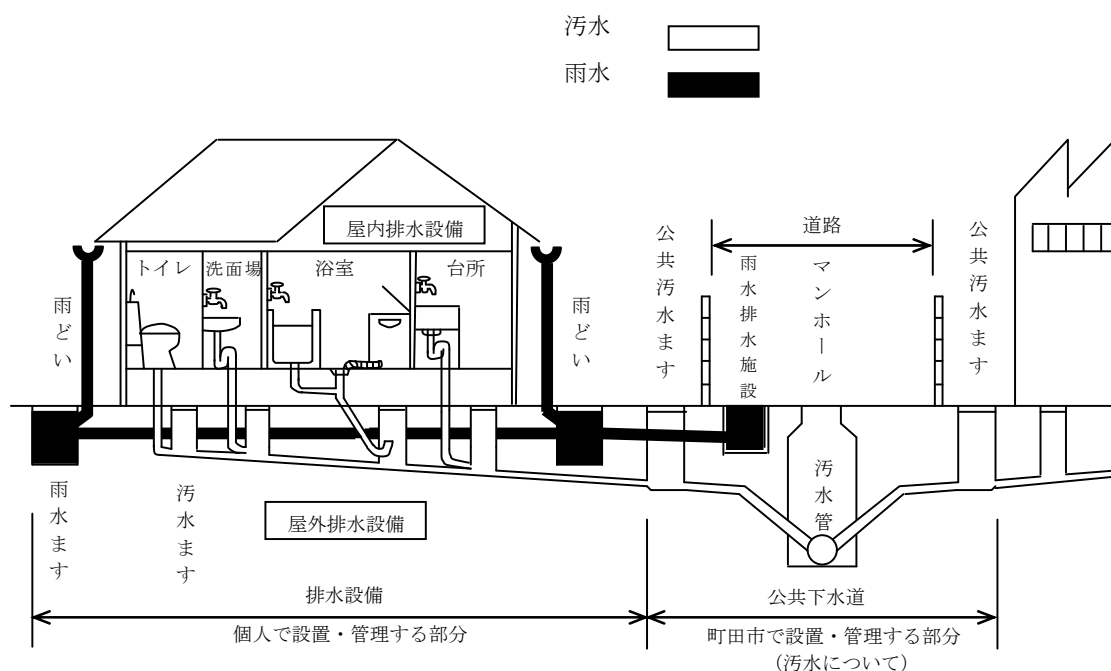


第4章 屋外排水設備

屋外排水設備とは、排水管、ます、その他の設備をいい、建築物から排水される汚水・雨水及び敷地内の雨水を排除するための設備です。

屋外排水設備は、宅地の地盤高、利用形態、建築物の規模等により、設置する場所や設備の内容を実状にあうようにすることが大切です。とりわけ、町田市の公共下水道は分流式を採用しているため、雨水は確実に雨水系統に流入させ、又、汚水が雨水系統に混入しないよう十分注意しなければなりません。（図4.1）

図4.1 分流式排水設備



1. 設計の手順

(1) 事前調査

排水設備を設置するにあたっては、次の事項を事前に調査し、施主及び関係者との協議を行います。

- ① 供用開始の告示の有無
- ② 公共ますの種別、位置、大きさ、深さ、共用の有無
- ③ 排水予定量 ($\text{m}^3/\text{日}$ 、 $\text{m}^3/\text{時}$) ※井水・雨水利用含む
- ④ 敷地周辺の道路（公道、私道）、隣接地との境界等
- ⑤ 建物の用途、位置、構造
- ⑥ 既設排水設備の汚水、雨水の位置、構造、共用の有無
- ⑦ 敷地及び隣接地の地盤高

(2) 配管経路・ます・掃除口の選定

排水は自然流下方式で行い、配管経路・ます・掃除口等は、本指針に基づき、経済的かつ合理的な計画をします。ただし、建築物の地下部分及び低地の下水は、ポンプにより排水します。この場合、排水槽から悪臭や異音が発生しない構造にしなければなりません。

(3) 雨水の排除方法

雨水は、建物の屋根からのものだけでなく、庭、通路等のものも排水設備を設置して排除することが原則です。

① 雨水排水設備は次により設置します。

ア．構造は、暗渠を基本とします。ただし、地形、場所に応じて開渠（U型、L型側溝）でも構いません。

イ．開渠から暗渠への接続箇所には、集水ますを設置し、金串又はスクリーン等チリよけ機能のあるものを有効に取付けます。

② 雨水は宅地内に浸透させることを基本とし、雨水管、道路側溝等に接続したうえで、P.28の(3)により設計します。

(4) 処理区域外の排水設備工事

建築を行うにあたって、合併処理浄化槽を設置する場合、又は集中浄化槽利用地域においては、排水設備設置承認申請書の提出が必要となる場合がありますので、下水道部へお問い合わせ下さい。

この場合、下記の点に留意し設計をしてください。

① 合併処理浄化槽の設置場所は、将来処理区域となったときの事を考慮した上で、場所を選び、公共下水道への接続が容易にできるようにします。

② 集中浄化槽利用地域においては供用開始区域と同様の設計、施工を行います。

2. 排水管の設計

(1) 管種

使用する管種は次の①～③の事項を考慮し選定し、④⑤硬質塩化ビニル管を原則とします。

① 流速、水質、布設場所の状況

② 管の強度、管の形状

③ 工事費、施工性、維持管理

④ 硬質塩化ビニル管は薄肉管（VU管）を使用します。ただし、荷重等を考慮し、必要のある場合は、一般管（VP管）等のそれに耐えうる管種を選定します。

⑤ 上記、硬質塩化ビニル管に使用する継手は、VU管にはVU継手、VP管にはDV継手とします。（図4.2）

図 4.2

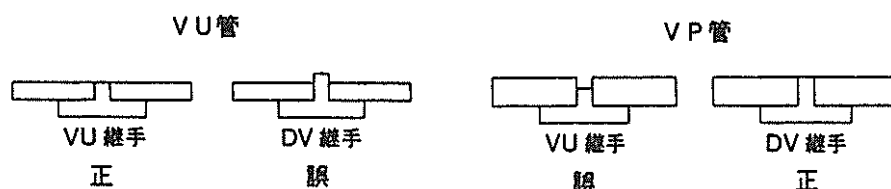


表 4.1 硬質塩化ビニル管の肉厚

(単位：mm)

管種 内径	50	65	75	100	125	150
VU管	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5
VP管	4.5	4.5	5.9	7.1	7.5	9.6

(2) 管径と勾配

管径は、排水能力、掃除のしやすさ、管内通気等を考慮すると、内径 100mm が必要最小限の管径です。管径、勾配は表 4.2 に示した町田市下水道条例のとおりとします。

表 4.2 町田市下水道条例抜粋（排水管の内径及び勾配）

(汚水管)	排水人口（単位：人）	排水管の内径（mm）	勾配（％）
	150 未満	100 以上	2.0 以上
	150 以上 300 未満	125 以上	1.7 以上
	300 以上 500 未満	150 以上	1.5 以上
	500 以上	200 以上	1.2 以上
(雨水管)	排水面積（m ² ）	排水管の内径（mm）	勾配（％）
	200 未満	100 以上	2.0 以上
	200 以上 400 未満	125 以上	1.7 以上
	400 以上 600 未満	150 以上	1.5 以上
	600 以上 1500 未満	200 以上	1.2 以上
	1500 以上	250 以上	1.0 以上

注 条例上の勾配がとれないときは(3)土被りの項により設計します。

注 屋内排水管とますをつなぐ管の延長が 3m 以下の場合の内径は 75mm とすることができます。

注 雨水浸透の場合は勾配を 0% とすることができます。

※ 排水管の管径と勾配は、相互関係があります。勾配を緩くすれば流速が遅くなり流下能力も小さくなるので大きい管径になります。勾配を急にすれば流速が早くなり流下能力も大きくなるので小さい管径になります。そのため、必要以上に勾配をとると水のみを流下させ汚物の搬送に支障をきたし、緩すぎると有機物が沈積する等閉塞の原因となります。管内の流速は 0.6～1.5m/秒の範囲とすることが適切です。

(3) 土被り

排水管の土被りは、20 cm 以上を標準とします。ただし、規定の土被りが確保できない場合は管を防護し、又は VP 管等を使用する等の判断をした上で、最低 1% 以上の勾配で施工します。

3. ますの設計

ますは流入管を取りまとめて円滑に下流に誘導する役目と掃除等の保守点検を目的とした構造物で、次の場所に設置します。

- ① 排水管の起点、屈曲点、合流点
- ② 排水管の内径、形状、管種、勾配の変わる点
- ③ 排水管の長さが、その内径又は内のり幅の 120 倍を超えない範囲内において、管渠の清掃上適当な箇所

表 4.3 ますの管径別最大設置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

- ④ ますの位置は、原則として取付管の出口正面に設置します。ただし、トイレ接続ますは、位置を下流にずらし、45° 合流のますを使用します。なお、トイレ接続ますは、単独接続を原則としますが、2 系統が接続される場合は、上流側にトイレを接続し、雑排水は下流側に接続します。
- ⑤ 小口径ますを使用する場合、次のとおりとします。

ア. 段差ます

トイレからの排水枝管又は、排水管が合流する箇所で、汚物が逆流する可能性がある箇所には、段差付ますを設置します。（ $h=3$ と排水計画平面図に記載すること。）ただし、起点ますにトイレを接続する場合は、段差付ますを使用する必要はありません。（図 4.3～4.6）

外流し又はゴミ置場排水のみが、トイレ排水の流れる排水管に合流する箇所には段差付ますを設置します。（図 4.7, 4.8）

図 4.3

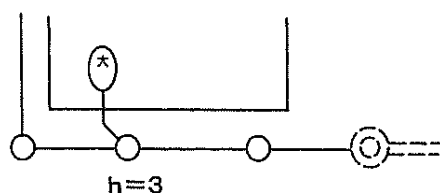


図 4.4

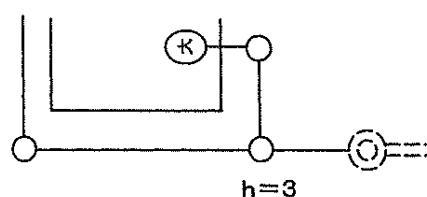


図 4.5

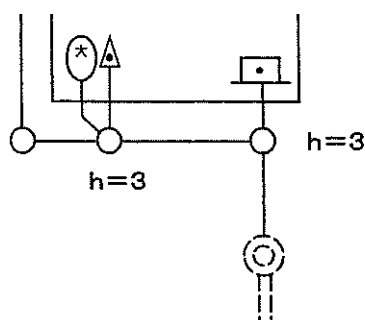


図 4.6

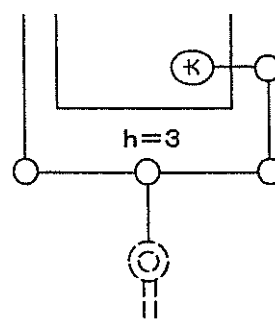


図 4.7

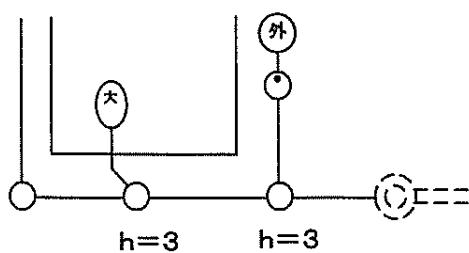
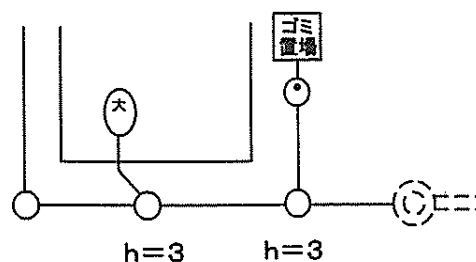


図 4.8



イ. トラップます

排水設備からの臭気が屋内に侵入するのを防止するため、原則として器具トラップを設置するものとするが、既設排水設備への器具トラップ取付工事が技術的に困難な場合は、小口径トラップますを設置します。その場合、できるだけ排水器具に近い位置に設けます。

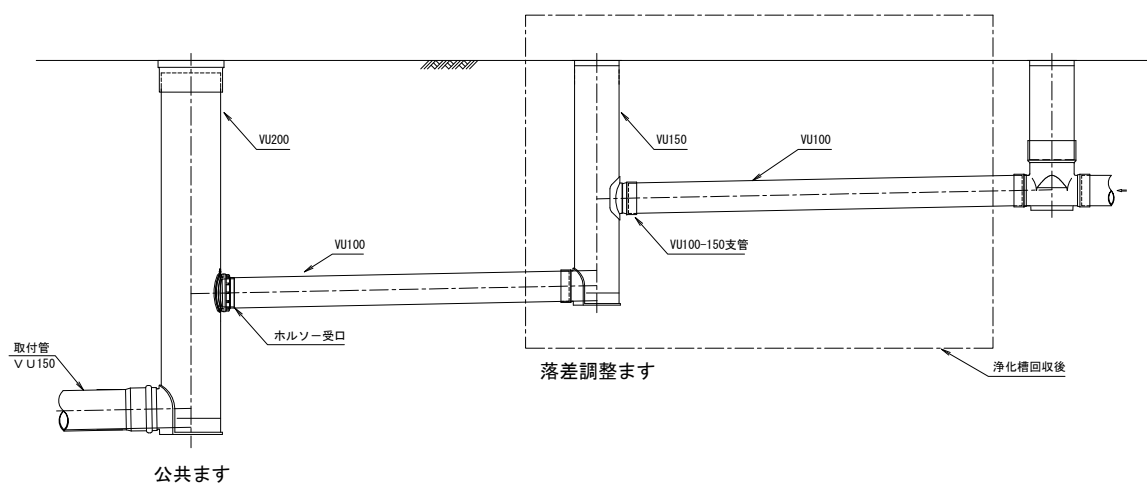
ウ. ドロップます

ますの上流又は下流で著しい落差の出る場所及び地盤高の急変する箇所（階段、擁壁等）で管内の流速を調整する場所に設置します。汚水が流下する先端部は汚水がスムーズに落下する曲線形状（10R 程度）とします。

エ. 落差調整ます（流入自在インバートます）

浄化槽切り換え工事の際に、浄化槽の上下流部の既設のますをそのまま管で接続すると、急勾配になり基準勾配の範囲を超えてしまいます。こうした場合に基準勾配を確保するため、浄化槽の上流もしくは下流部に設置するものです。（図 4.9）

図 4.9



(1) 汚水ます

① 汚水ますの構造

- ア. 建築物及び敷地内に設けるますは、硬質塩化ビニル製のますを標準としますが、建築物の用途等によっては、コンクリート、その他耐水材料で作り、かつ堅固で耐久性を持ち、汚水の漏水がない構造とします。
- イ. 蓋は、ます本体と接合できる塩化ビニル射出成形品で且つ、密閉構造で開閉できる方式のものとし、重荷重がかかる所は防護蓋又は耐荷重蓋を使用します。又、上蓋には「汚水」、又は「おすい」の表示をします。
- ウ. ますの底部は、インバート部と一体形成されていること。
- エ. ますのインバート部には、標準勾配が設けられていること。
- オ. 排水管及びます本体と接着接合できる構造であること。
- カ. ます受口下部は排水管の点検・維持管理が容易にできる曲線構造であること。
- キ. コンクリートますの底部は、接続する排水管の内径又は内のり幅に応じて相当のインバートを設けます。インバートは、ます内、下水の流下を円滑にさせるための半円形（又は半卵形）の導水溝です。

② 汚水ますの大きさ及び深さ

ますの内径（又は内のり）及び深さは、排水管の内径により、表 4.4 のとおりとします。

表 4.4 ますの内径又は内のり及び深さ

（単位：mm）

排水管の内径	内径又は内のり幅及び深さ			
	コンクリートます	深さ	小口径ます	深さ
100	300 以上	1,500 未満	150 以上	1,500 未満
125	360 以上		150 以上	
150	400 以上		200 以上	2,500 以下
200	400 以上		小型マンホール (内径 300mm)	3,500 以下

（注）この基準以外については別途協議の上決定します。

(2) 雨水ます

雨水ますは、建物、庭、通路等の雨水を排除、又は浸透すること及び掃除等保守点検のために設けるもので、次の場所に設置します。

- ア．排水管の起点、屈曲点、合流点
- イ．開渠の末端
- ウ．管径の 120 倍を超えない適当な場所

① 雨水ますの構造

ア．硬質塩化ビニル製のます又はコンクリートその他の耐水材料で作り、堅固で耐久性をもつ構造のものとします。

イ．ますの底部には 15 cm 以上の泥だめを設けます。

ウ．蓋は、原則として、密閉蓋を使用します。ただし、状況に応じて格子蓋を使用してもよい。なお、重荷重のかかる所は鉄製等の耐荷重蓋とします。

エ．浸透型は、底抜きをし、底部に 30 cm 以上浸透用碎石を敷いたものとします。

(図 4.10) その他、浸透量に応じて、有孔管、有孔ます、ポラコンますを使用してもよい。(参考例として、その他の浸透方法を P47 の参考図表に掲載。)

オ．底打型は、ます底部にコンクリート 5 cm 以上、その下に基礎碎石 5 cm 以上を敷いたものとします。(図 4.11)

図 4.10 雨水ます（浸透型）

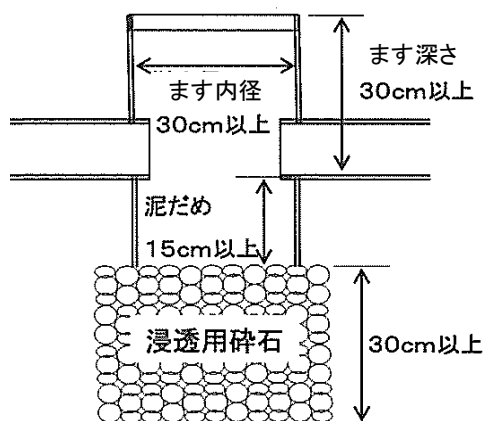
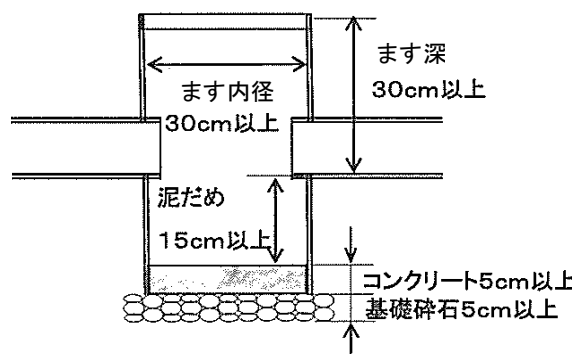


図 4.11 雨水ます（底打型）



② 雨水ますの大きさ及び深さ

雨水ますの大きさの基準は、表 4.5 のとおりとします。

表 4.5 雨水ますの内径又は内径及び深さ (単位：mm)

排水管の内径	内径又は内径の幅		深さ
	底 打 型	浸 透 型	
100	300 以上	300 以上	1,500 未満
125	360 以上	360 以上	
150	400 以上	400 以上	
200	400 以上	400 以上	

(注) この基準以外については別途協議の上決定します。

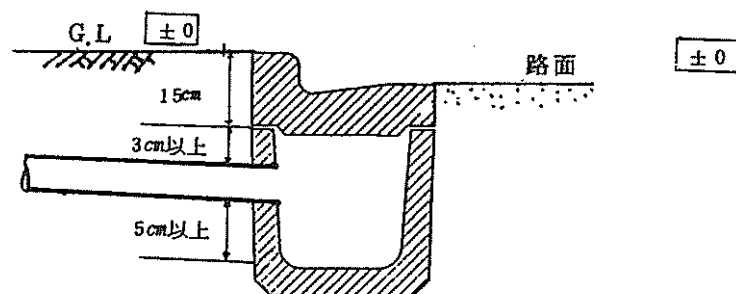
③ U型側溝への接続

ア. U型側溝へ接続する場合は、U型側溝から雨水が逆流しないよう、接続場所、位置に注意します。

原則として、U型側溝底部より 5 cm 以上、上端から 3 cm 以上の範囲で接続します。

(LU型側溝の場合も同じ) (図 4.12)

図 4.12 LU型側溝断面図



イ．前面道路がL型側溝のみの場合（図 4.13）、建物と道路の間にますを設置する余地がない場合（図 4.14）、道路と宅盤との高低差が大きい場合（図 4.15）等で、基準にあった施工ができないときは、市と協議し、次の方法等により排除します。

図 4.13 L型側溝断面図

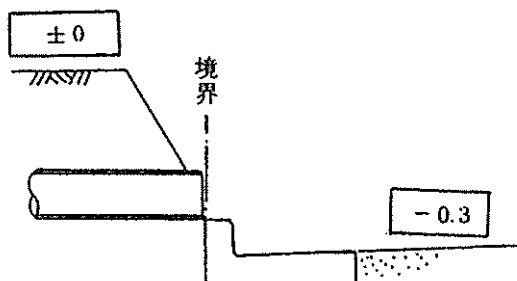


図 4.14 狭隘箇所設置断面図

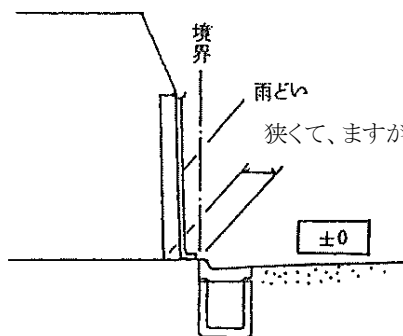
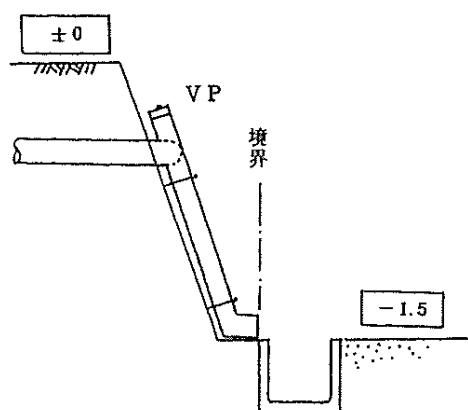


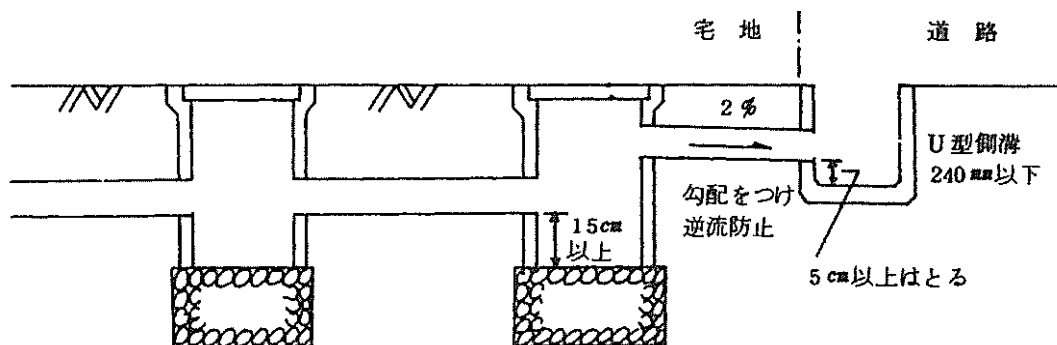
図 4.15 高低差がある箇所での設置断面図



（注）露出配管の場合は VP 管を使用し、管口を道路境界より出さないようにします。
ただし、宅地内で掘削が可能な場合は、雨どいを直接 U 型側溝へ接続させます。

ウ．U型側溝への接続で勾配がとれない場合、下図（図 4.16）の様に、水位の上昇により U 型側溝へ放流します。

図 4.16 勾配がとれない場合の設置断面図



(3) 雨水浸透

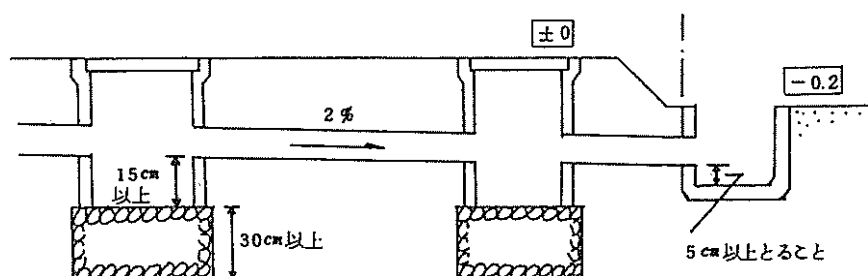
雨水を排水管渠で確実に河川へ排除することは、公共下水道の重要な目的のひとつですが、近年河川の氾濫防止、地下水の涵養等の目的から、雨水の地下浸透が提唱されています。

そこで、宅地内の雨水の処理について例示します。

① 排水先施設がある土地

浸透型雨水ますを設置し、オーバーフローを側溝等に排除します。（図 4.17）

図 4.17 オーバーフロー接続断面図



② 排水先施設がない土地

雨どいの末端は、庭に放流しないで、配管をして浸透型雨水ますに接続します。

（図 4.18，図 4.19）

図 4.18 オーバーフロー接続断面図

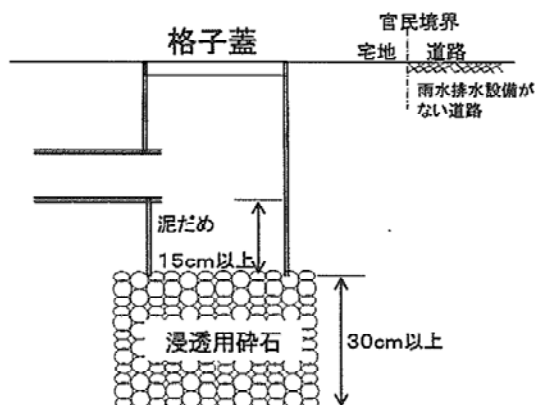
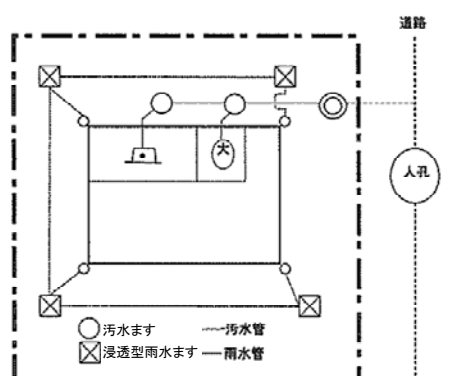


図 4.19 排水平面図



（注）最終雨水ますをなるべく道路の近くに寄せます。浸透型雨水ますは建築物に影響が出ないように、原則として、建築物より 30 cm 以上離します。

③ 浸透型雨水ますを設置してはいけない土地

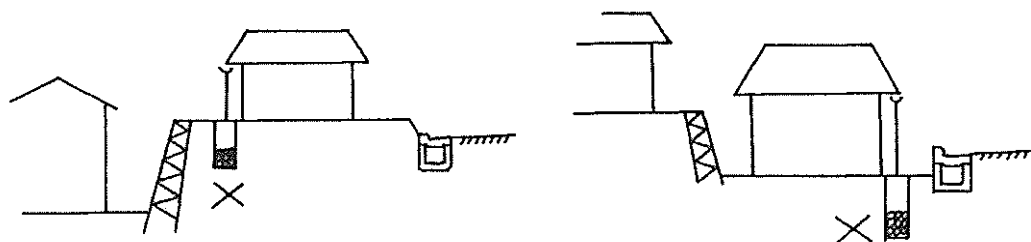
次の土地は、宅地等の安全のため、浸透型雨水ますを設置してはいけません。雨水ますは底打型を設置します。（図 4.20）

ア．隣地への溢水の恐れのある土地

イ．道路より低地で建築物に浸水する恐れのある土地

ウ．地下水位の高い土地、その他浸透に適さないと思われる土地

図 4.20 浸透型雨水ますを設置してはいけない土地

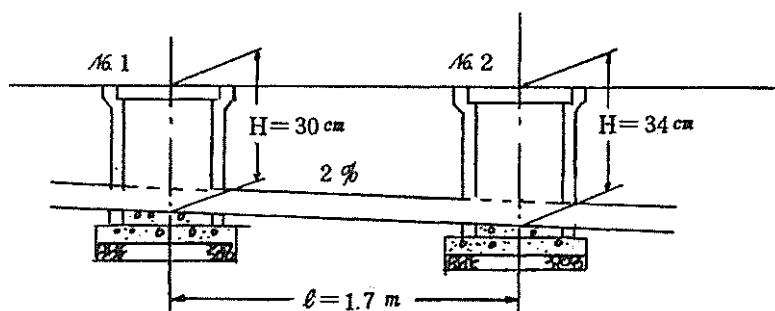


4. 設計図の作成

設計図は、一般住宅等の排水計画平面図については、私道等の縦断面図の作成基準を簡略化し、次により作成することとします。

- ① 一般的な住宅の場合は、縦断面図を省略することができます。
- ② 必要な箇所は詳細図を添付します。
- ③ ますの深さは、ます芯の値で表示します。（図 4.21）
- ④ 管距離はます間の芯々距離とし、小数点以下第 1 位まで表示します。

図 4.21 ますの深さの求め方



$$\begin{aligned}\text{No. 2 ますの深さ} &= \text{No. 1 ますの深さ} + \text{距離} \times \text{勾配} \\ &= 30\text{cm} + 1.7\text{m} \times 2\% \\ &= 30\text{cm} + 3.4\text{cm} \\ &= 33.4\text{cm} \quad (\text{注}) \text{ P30 表 4.7 記入数値の単位及び端数処理参照} \\ &\approx 34\text{cm} \quad \text{小数点以下を切り上げます。}\end{aligned}$$

5. 設計図の記載事項

設計図の記載事項は、表 4.6～表 4.10（P30～P31）により定めます。

表 4.6 縮尺

項 目	縮 尺
案 内 図	原則として、1/1500～1/3000
排水計画平面図	原則として、1/100 以上
縦 断 面 図	原則として、横は排水計画平面図に準じ、縦は 1/20 以上とします。
構 造 詳 細 図	原則として、1/50 以上
その他（立体図、排水系統図、外構図等）	必要に応じて縮尺設定します。

表 4.7 記入数値の単位及び端数処理

	種 別	区 分	単位	記 入 数 値	記 載 例
排水計画平面図	排水管	内 径	mm	整数	100
		勾 配	%	小数点以下 1 位まで	1.7
		延 長	m	同上	7.8
	ます	内 径	c m	整数	30
		深 さ	c m	整数	56
縦断面図		地 盤 高	m	小数点以下 2 位まで	10.26
		土 被 り	m	同上	0.25
		管 底 高	m	同上	11.15

ア．端数処理は、各記入数値の直近下位の端数を切り上げます。

イ．縦断面図を書かない場合は排水計画平面図に地盤高（単位m）を記入します。

表 4.8 引き出し線表示方法

名 称	記 入 内 容	記 入 例
汚 水 管 雨 水 管 排 水 管	内径、管種、勾配、延長	
汚水ます 雨水ます 掃 除 口	番号、内径、深さ	
ドロップます ドロップ管	番号、内径、深さ 落差	
小口径段差ます	番号、内径、流入深さ 段差	

表 4.9 縦断面図

名 称	記 入 内 容	記 入 例
汚 水 管 雨 水 管	内径、管種	100 V U
	勾配	2%
	延長	4.0
汚水ます 雨水ます 掃 除 口	番号、内径、深さ	No. 1 15 H=30
ドロップます ドロップ管	番号、内径、深さ 落差	No. 1 15 H=30 h=50
小口径段差ます	番号、内径、流入深さ 落差	No. 1 15 H=30 h=3
	番号、内径、流出深さ 落差	No. 1 15 H=33 (h=3)

表 4.10 記号表示

名 称	記 号	名 称	記 号
大 便 器		器具トラップ	(例) 台所 
小 便 器		トラップます	
兼 用 便 器		雨 ど い	
手 洗 器		雨どい切り離し	
流 し 類		側 溝	U-240 U-300
洗 濯 機	S W	立 管	
浴 場		排 水 管	
床 排 水		排 水 溝	
給湯器 (エコ・給湯器等も含む)	給湯器	管 の 交 差	
除 外 施 設		境 界 線	-----
掃 除 口		建 物 外 壁	— 実線 —
外 流 し		建物間仕切	— 細線 —
汚 水 ま す		ビニール管	V P V U
雨水ます底打型		コンクリート管	C P
雨水ます浸透型		新設排水設備	汚水：赤実線 雨水：青実線
浸透トレンチ	 浸透トレンチ	既設排水設備	汚水：赤破線 雨水：青破線
公共汚水ます		廃止浄化槽	[浄]
掃除口付トラップます			

- (注) 1. 境界線、間仕切り、寸法線は細線、排水設備は太線（汚水・赤色、雨水・青色に色分け）とします。
2. この凡例により難しい場合は、別に凡例を示して用いることができます。

6. 設計の注意事項

- ① 各階の平面図（玄関、間取り、階段等の記載のある）に、衛生器具その他、排水口の位置を記入します。
- ② 既設の排水設備、庭、路地、雨どい等の雨水排水ももれなく記入します。
- ③ 宅地の地盤高の高低差はもちろん、隣地との高低差がある場合も記入します。
- ④ 増設、改築等将来計画を考慮し、十分な管径、勾配を選びます。
- ⑤ 屋外の施設で、門、車庫等外構関係も記入します。
- ⑥ 露出、狭い箇所の配管等の複雑な構造部分は、詳細図を作成します。
- ⑦ 大きな建物については、参考図として、立面図、排水系統図、外構図を作成します。
- ⑧ 配管経路は、次の点をふまえて最短距離をとります。
 - ア．汚水管は建物側、雨水管はその外側に配置します。
 - イ．汚水管は、建物から原則 1m 以内の位置に配置します。
 - ウ．雨どいからの配管は原則として、3m 以内とします。
- ⑨ 既設の排水設備を使用する場合は、汚水、雨水の漏水、浸入水がないかを確認し、漏水や雨水浸入がある場合は、完全に補修するか新設する等の措置をとります。
- ⑩ 床排水等の汚水排水に外部からの雨水排水が混入しないよう、必要な措置を講じてください。同様に、汚水排水が雨水系統に流出しないようにします。

7. 設計の参考図例

設計の参考に供するため、参考図例（図 4. 22～図 4. 27）を P33～P38 にまとめて示しました。

- 図 4. 22 塩ビ製小口径ます配管施工例（P33）
- 図 4. 23 排水計画平面図（小口径ます）例 1（P34）
- 図 4. 24 排水計画平面図（小口径ます）例 2（P35）
- 図 4. 25 汚水縦断面図（P36）
- 図 4. 26 雨水縦断面図（P37）
- 図 4. 27 露出配管の記載例（P38）

図4.22 塩ビ製小口径ます配管施工例

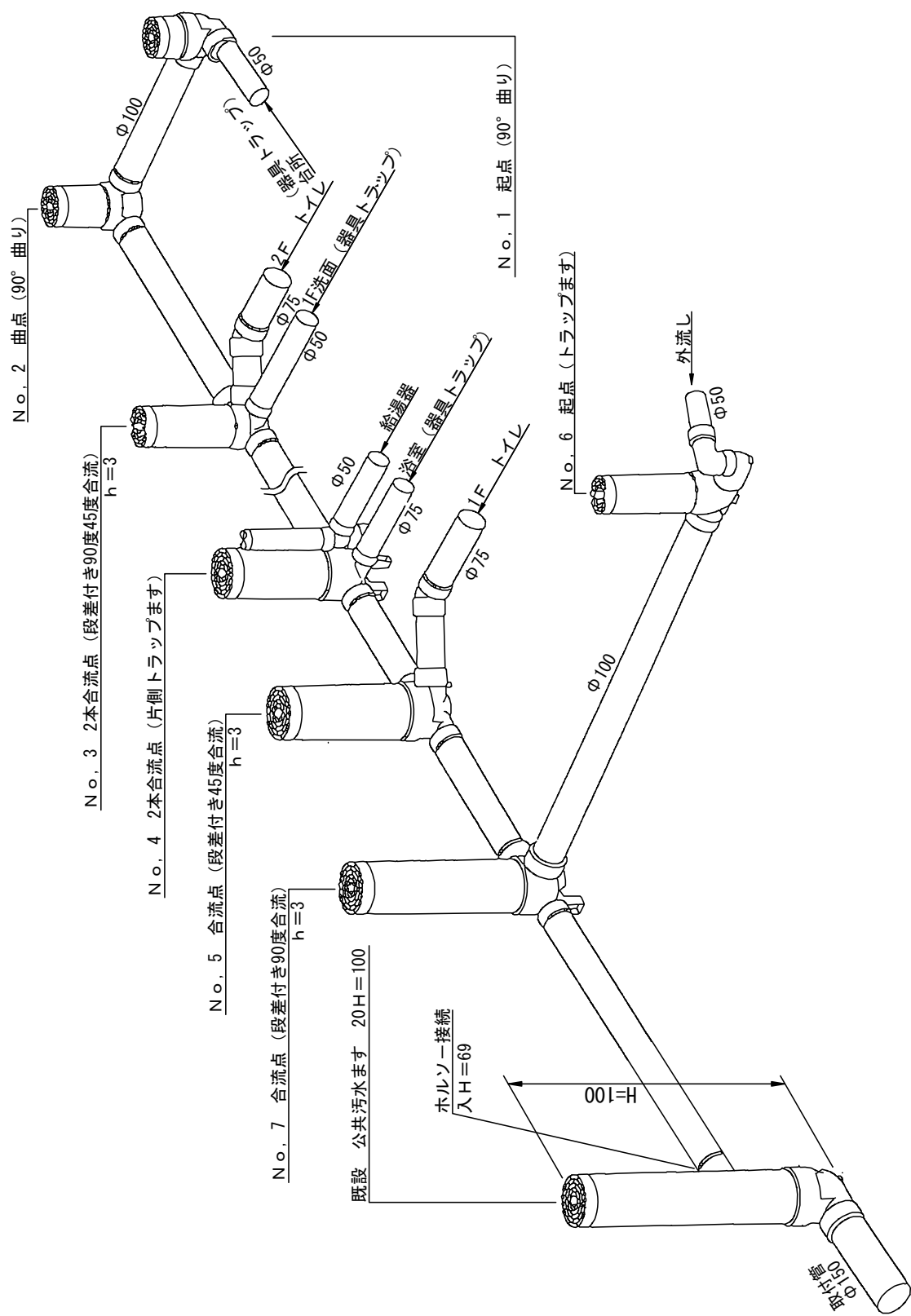


図4.25 汚水縦断面図

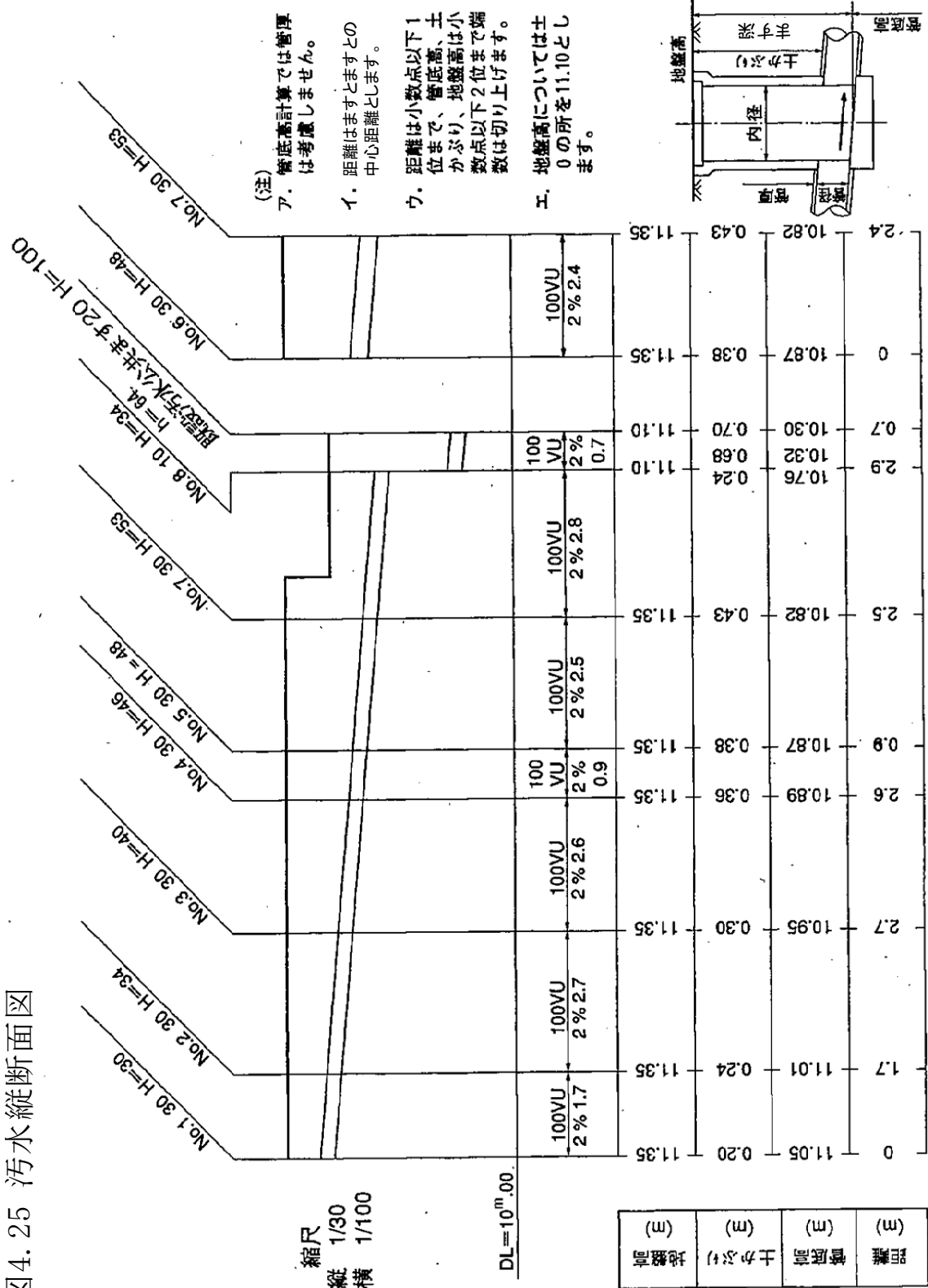
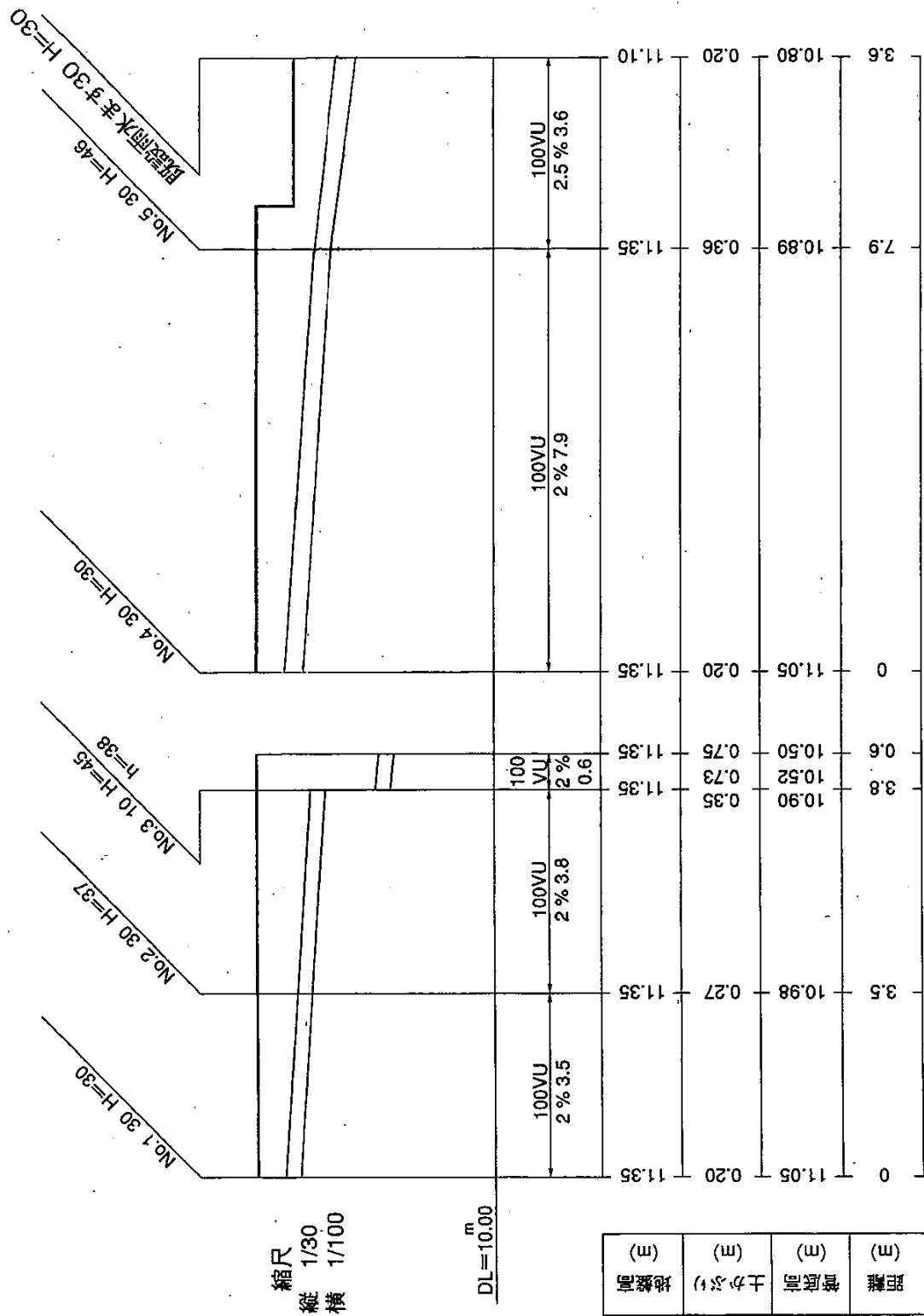
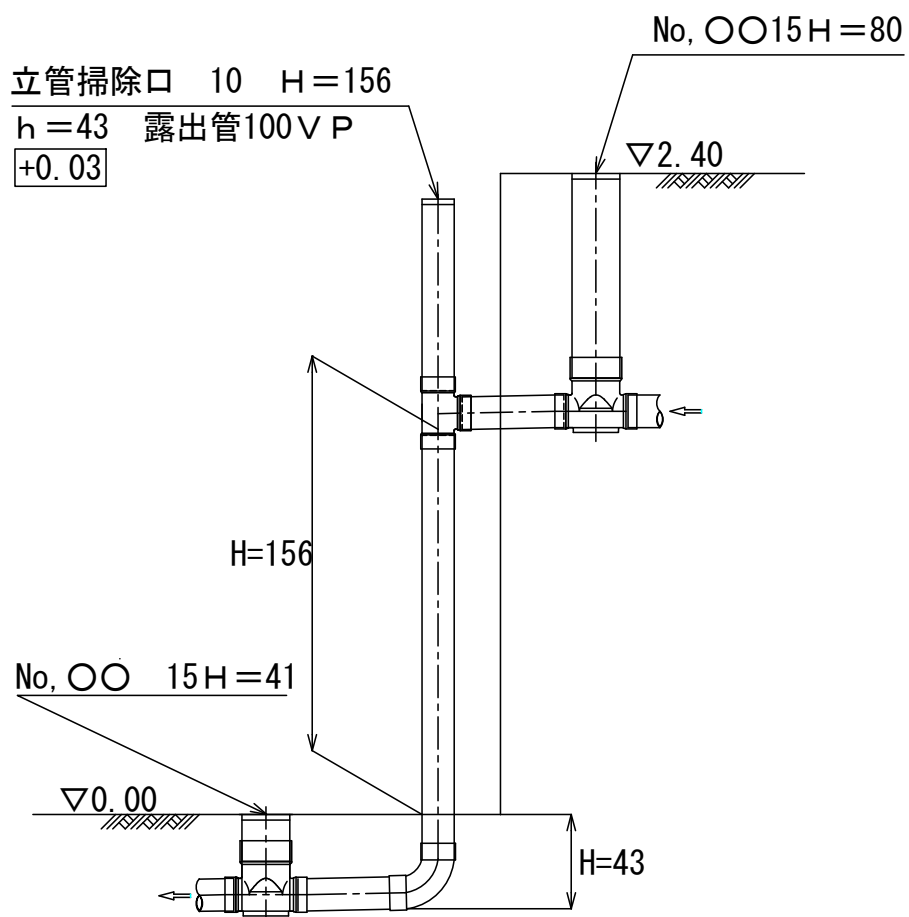
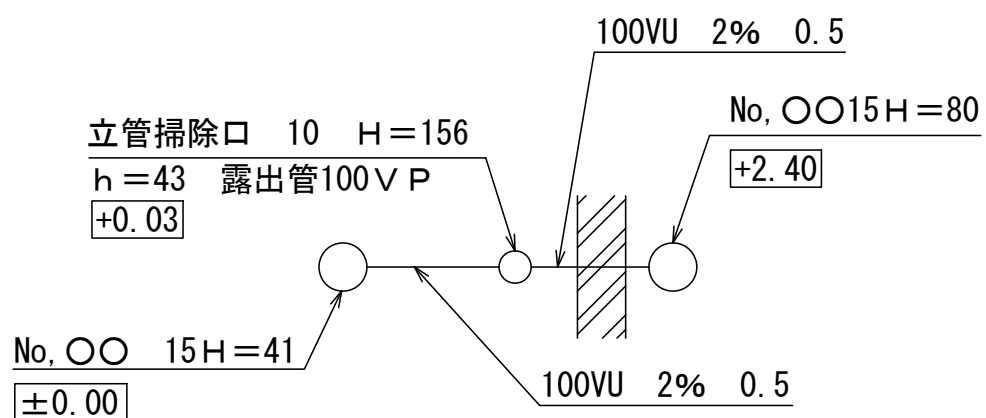


図4.26 雨水縦断面図



※本断面図は排水計画断面図とは直接つながりはありません。参考例です。

図 4.27 露出配管の記載例



第5章 施 工

施工は、設計図・仕様書に基づいて行いますが、地下に埋没される部分も手抜きをせず、正確で早くしかも良心的に実施しなければなりません。責任技術者は、現場の状況をよく把握し、従事者に設計内容、工程を周知させ手際よく完了させるとともに、次の点を守らなくてはなりません。

- ア. 設計変更が生じた場合は、事前に市長の確認を得ます。ただし軽微なものについては届出をもってたります。
- イ. 重量物の通るような場所又は土被りのとれない場所では、補強防護を考えます。
- ウ. 不要になった既施設は、完全に撤去又は閉塞します。
- エ. 安全管理には十分注意し必要に応じてバリケード、注意灯等を設置します。
- オ. 工事完了後の後片付け、整地等は十分に行います。

1. 排水管の施工

(1) 掘削工

- ① 掘削は、ます間を一直線に根切りをし、床付面は乱さないよう、又不陸のないよう十分留意し一区画を同時に施工します。
- ② 掘削幅は、排水管を布設するのに十分な幅とします。
- ③ 掘削箇所土質、深さ及び作業現場の状況により、事故等が起こらないよう土留めを施します。

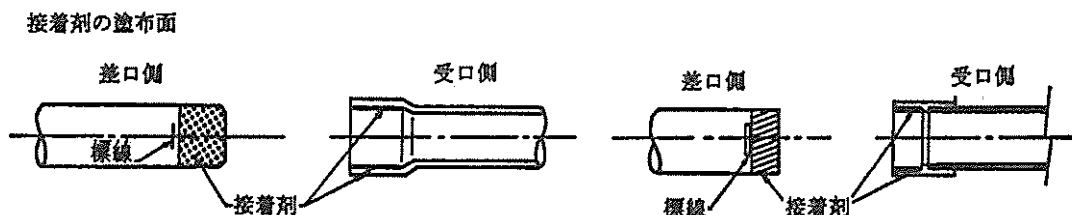
(2) 基礎工

- ① 掘削基面は、木蛸等で十分につき固めます。
- ② 地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え、目つぶしを施して不等沈下を防ぐ措置をします。
- ③ 車両等の重量物が排水管の上を通過する場合は、排水管の材料の選定及び排水管を深くすることはもちろん、必要に応じ基礎も十分なものとしなければなりません。基礎も含め全体の管防護としてコンクリートで巻き固めます。

(3) 布設工

- ① 排水管は、管の中心線と勾配を正確に保ちながら、管下端に空隙が生じないよう土砂等を充填しながら施工します。
- ② 枝管、曲管等を布設する場合には、その方向、勾配に注意し、排水の流下及び管の維持管理に支障のないようにします。枝管の布設位置は特に注意し、接続管の位置に狂いが生じないようにします。
- ③ 硬質塩化ビニル管の接合にあたっては、受口内面及び差し口外面をきれいに拭い、受口内面、差し口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布しすみやかに差し口を受口に挿入します。（図 5.1）
- ④ 硬質塩化ビニル製又はコンクリート製公共污水ますへの接続は、汚水の漏水や雨水の浸入がないように確実に接続します。（図 5.1）

図 5.1 硬質塩化ビニル管の接合



(4) 埋戻工

- ① 排水管の一区画毎に埋戻すことを原則とします。
- ② 接合部の硬化後に埋戻します。モルタルにより接合部仕上げの場合は十分に養生時間をとります。
- ③ 埋戻しは、砂又は良質土とします。
- ④ 約 20cm 毎に埋戻し、石やガラ等が直接管に触れないようにし、十分突き固めます。

2. ますの施工

(1) 掘削工

ます設置個所の掘削幅は十分に余裕をとります。その他は排水管の掘削工に準じます。

(2) 基礎工

ますの基礎は砂利又はクラッシャーラン碎石を用い所定の厚さに敷き均します。

(3) 築造工（コンクリート製）

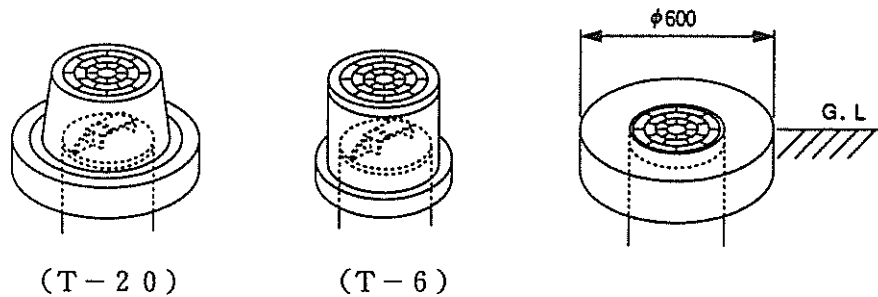
- ① 既製の底塊を使用する場合は、インバートの方向に留意します。
- ② 側塊と排水管の会合箇所は、側塊に所定の穴を工作しますが、あまり大きくすると側塊の強度が落ちたり、亀裂の原因になったりするので慎重に加工します。
- ③ ますに接続する管渠は、ますの内側に突き出さないように差し入れ、管とますの間は十分にモルタルをつめ、内外面の上塗り仕上げをします。
- ④ 汚水ますに接続する管は、側塊の底部に取り付けます。
- ⑤ 汚水ますには排水管の内径に応じたインバートを設けます。
- ⑥ インバートの表面は、平滑な半円形に仕上げ、その肩は水切りをよくするため適当な勾配をつけます。
- ⑦ 雨水ますには土砂等の管内流入を防止するために、深さ 15cm 以上の泥ためを設けます。（塩ビ製も同様）

(4) 築造工（塩ビ製）

- ① 小口径ますと管の接合は、入念に清掃の上、接着剤を薄く均等に塗布し、十分挿入しなければなりません。
- ② 小口径ますは、原則として地表面に対し、垂直になるように設置しなければなりません。
- ③ 小口径ますの天端は、地表面と同一にしなければなりません。

- ④ 車両等の通行がある場所では、小口径ます及び掃除口の損傷を防ぐため保護鉄蓋等で保護しなければなりません。（図 5.2）
- ⑤ 保護鉄蓋内に使用する内蓋は、把手付密閉内蓋を使用します。

図 5.2 小口径ますの保護



⑥ 自在継手の使用

小口径ますはコンクリートますに比べて、排水管会合箇所での流入角度の調整ができません。小口径ますの管口で角度を合わせる場合は下記の事項に注意し、自在継手を使用します。

ア．自在継手の構造は管路内に段差、たまりのできない構造とします。

イ．自在継手の設置箇所は小口径ます管口で使用し、中間の管路上で使用してはなりません。

ウ．規定された可変角度範囲で使用し、無理な接合はしてはなりません。

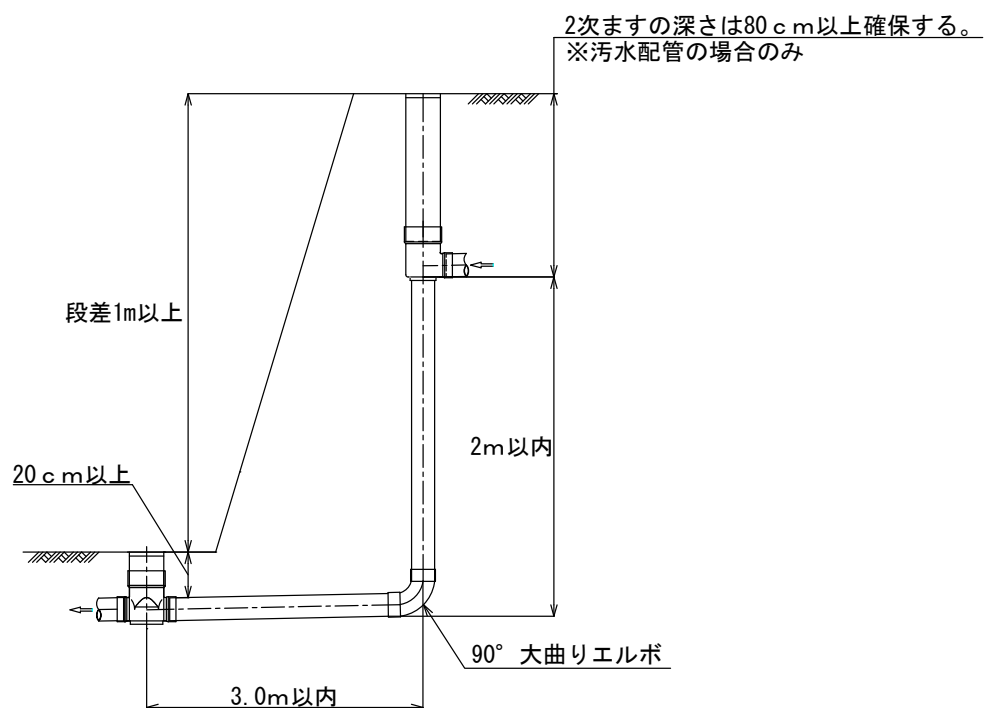
(5) 特殊な施工例（以下の図は汚水配管で例示してあります。）

設置場所の条件等により、標準ますが設置できない場合は、以下の方法によります及びますの代用となるものを設置します。

ア．ドロップますとドロップ管の施工例

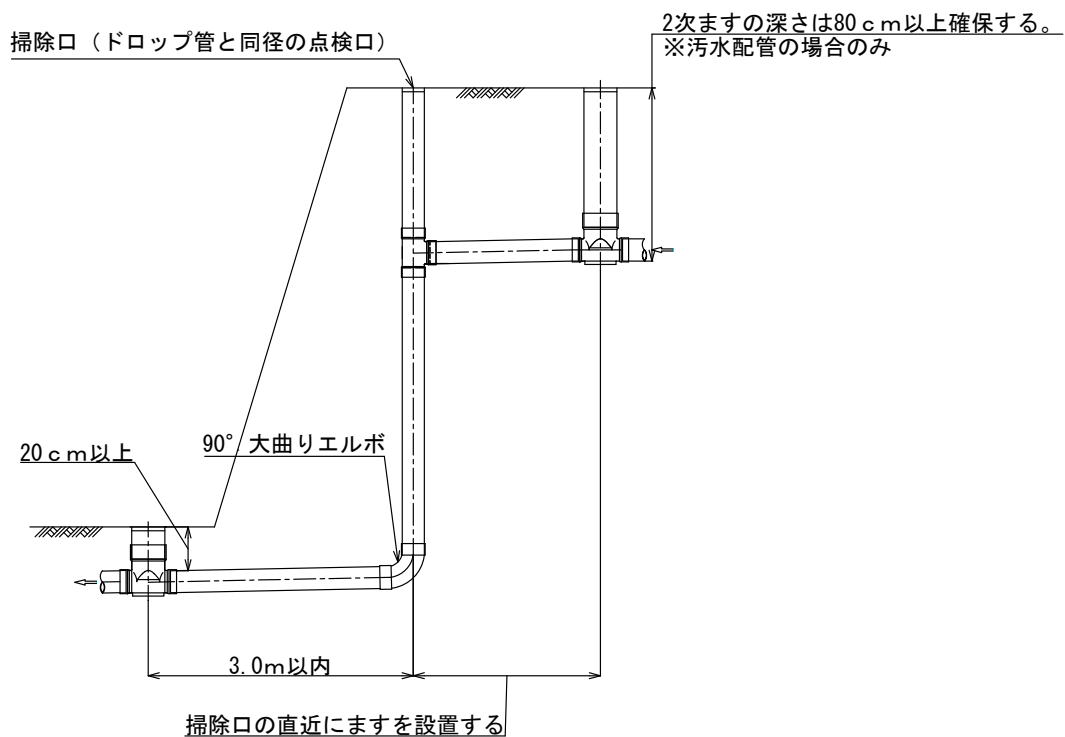
ドロップますとはます設置箇所において地盤面の急変する箇所（階段、擁壁等）に設置するもので、その管底からドロップ管（落差調整部分）により調整するものです。ドロップ管で重要なことは管の接合と支持固定を完全にすることです。排水管を露出させないので、管の破損や美観を損ねる等の欠点也没有ありません。落差が2 m以上となる場合は、擁壁等の崩壊を招く恐れがあるので、原則として使用してはなりません。ただし、擁壁と同時に施工する場合はこの限りではありません。やむを得ず管が露出する場合は、管の防護に注意します。

図 5.3 ドロップますとドロップ管の施工例



イ. ドロップ管と掃除口の施工例

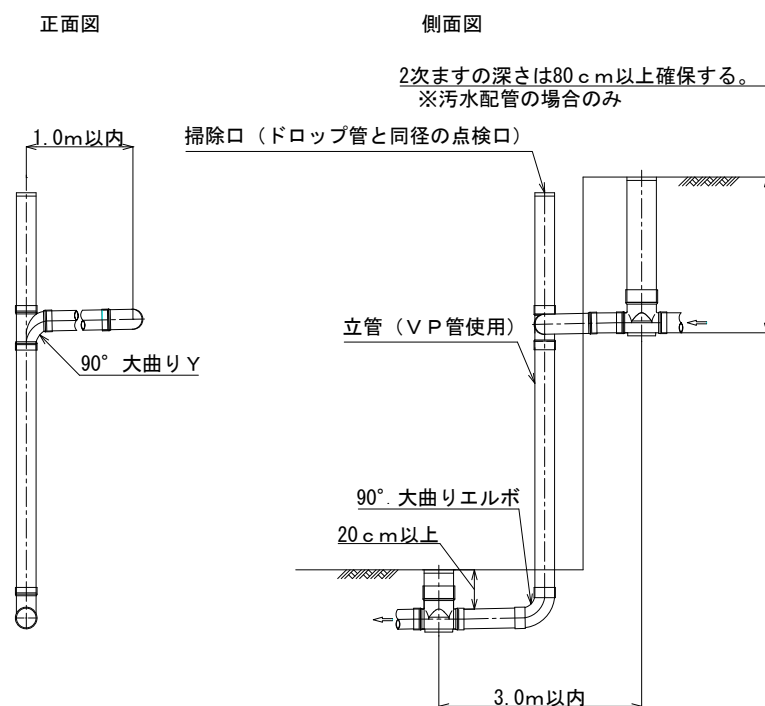
図 5.4 ドロップ管と掃除口の施工例



※掃除口は屈曲点には使用できません。

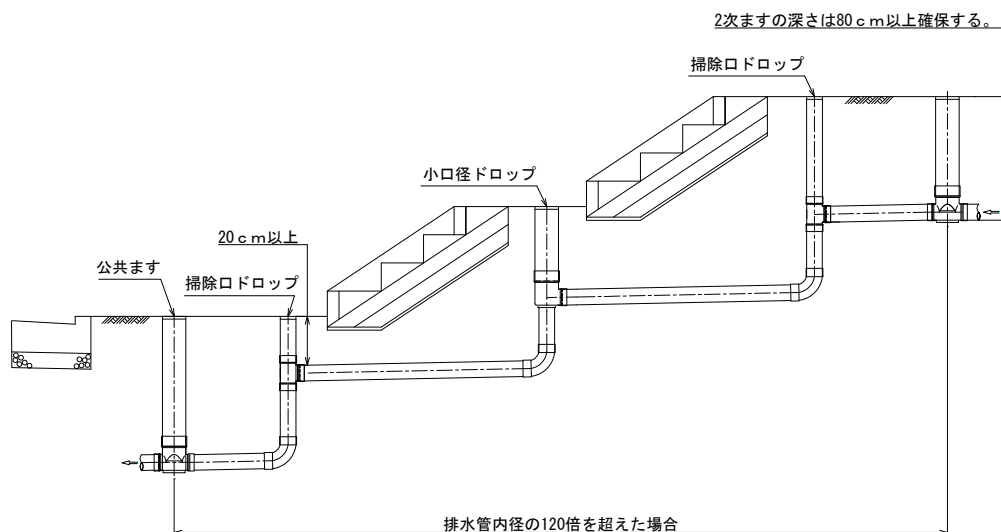
ウ．露出ドロップ管による施工例

図 5.5 露出ドロップ管による施工例



エ．階段部分における施工例（ゆるいのり面においても同様とします）

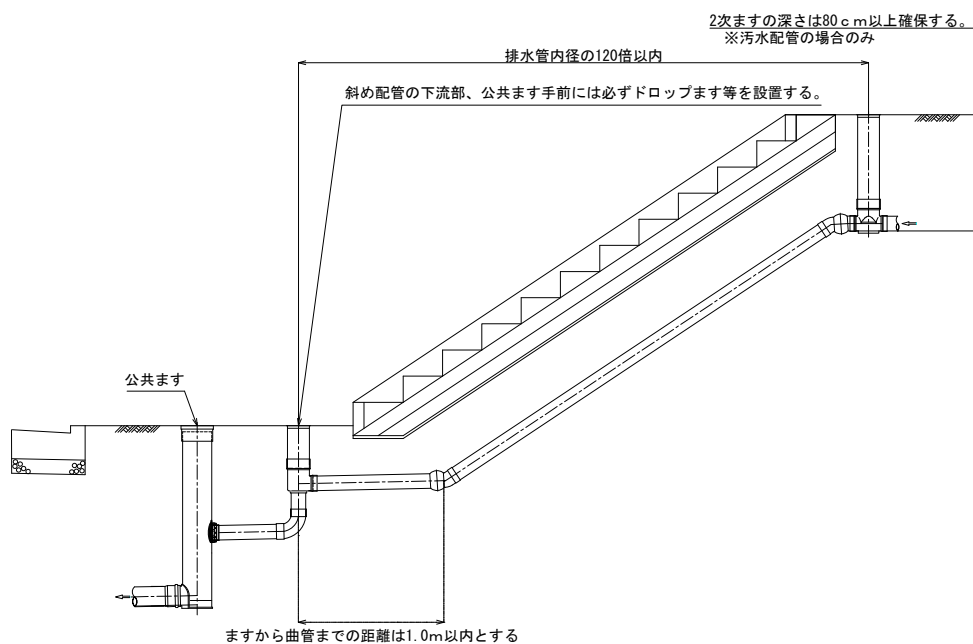
図 5.6 階段部における施工例 1



(注) 階段部分が長い場合では、途中に小口径ドロップます及び掃除口ドロップますを設置して過流速を避けます。なお、掃除口の連続使用はさけ、維持管理が容易にできるように、掃除口とドロップますを交互に設置します。

※掃除口は屈曲点には使用できません。

図 5.7 階段部分における施工例 2（のり面においても同様とします）



（注） 階段の落差が大きく、ドロップ配管をした場合に維持管理上、支障をきたす恐れのある場所は、階段に沿って斜め配管とします。

オ. 掃除口

掃除口とは、排水管と同径の点検口であり、維持管理上必要なところ、又はますの設置が困難なところに使用します。なお、屈曲点には使用できません。

図 5.8 中間掃除口設置標準図

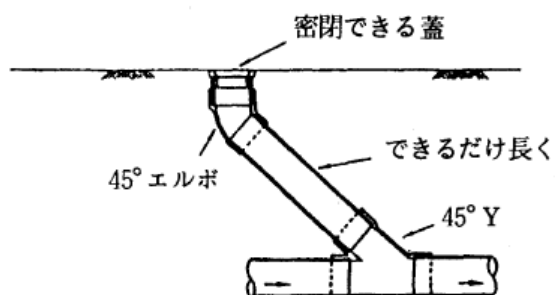
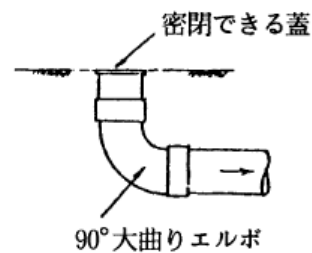


図 5.9 起点掃除口設置標準図



(6) トラップます

- ① 小口径トラップますに用いるUトラップの口径は排水管径と同一とし（50mm以上）、封水深さは5cm以上、10cm以下とします。
- ② 二重トラップとしてはなりません。（器具トラップを有する排水管は小口径トラップますに接続してはなりません。事前調査で排水設備器具のトラップの有無を確認します。）
- ③ トイレからの排水管は、トラップに接続してはなりません。
- ④ 小口径トラップますのます底部とUトラップが連結され、ます内部よりUトラップの点検清掃ができる構造であること。

図 5.10 掃除口付き

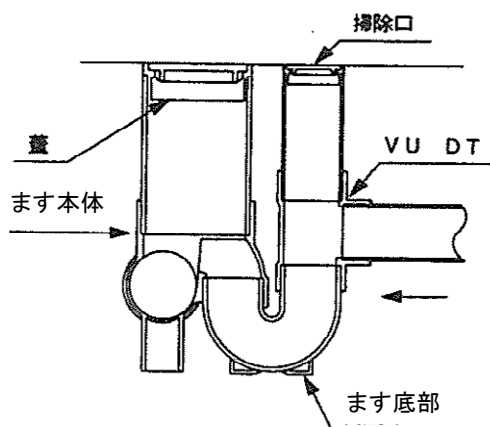
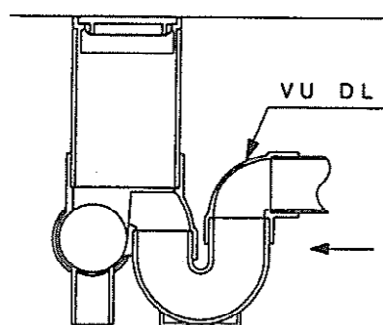


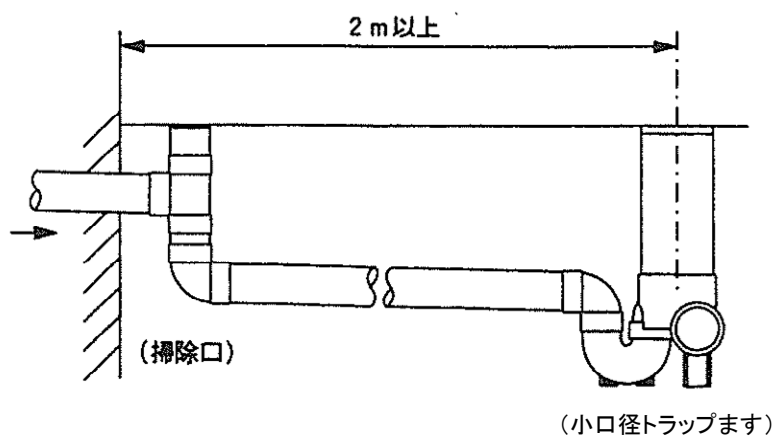
図 5.11 掃除口なし



（注）掃除口付小口径トラップますは、つまりやすい排水を流す場所に設置します。

- ⑤ 建物からの排水口と小口径トラップますとの距離が離れている場合（2m以上）には、できるだけ建物の近くに掃除口を設けるものとします。

図 5.12 掃除口と小口径トラップます



3. 施工上の注意事項

(1) ガソリンスタンド、洗車場

ガソリンスタンド、洗車場は、屋根排水のみ雨水ますへ接続し、それ以外の屋根のない給油、洗車等の作業スペースの排水は、部分勾配を設け、オイルトラップに収容したのち汚水ますへ接続します。

(2) 基準外の施工

敷地等が狭く通常の配管が困難な場合には、床下に配管することができます。

ただし、施工に当たっては次の事項に注意します。

- ① 排水管の勾配は標準勾配以上とします。
- ② 建物基礎等を貫通する排水管は配管スリーブを設けます。
- ③ 建物の影響を十分考慮します。
- ④ 可能な限ります又は掃除口を設け維持管理ができるようにします。

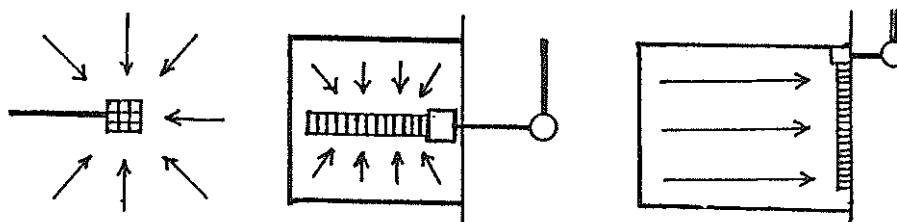
(3) 浄化槽、便槽の処置

浄化槽はし尿等を完全にくみ取り、清掃、消毒をした後、撤去することが望ましいのですが、撤去することで家屋や工作物に悪影響を及ぼすケース等で浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、底部に水抜き穴をあけ、砂又は発生土等で埋戻して沈下しないように十分に突き固めます。便槽についても、し尿等を完全にくみ取り、清掃、消毒したのち撤去することが望ましい。

(4) その他

- ① 外流しは、汚水ますへ接続します。（構造によっては、周囲から雨水が侵入しないようにする配慮が必要です。）
- ② ごみ置場は汚水ますへ接続します。蓋は密閉蓋とし、使用する場合に蓋を開けて排水を流します。（周囲からの雨水がゴミ置き場に流入しない構造にするとともに、できるだけ、屋根を設けるか、軒下等に設置してください。）ごみ置場の汚水ますに他の排水（雨水等）が混入しない場合、格子蓋を設置することができます。
- ③ プール排水は、底抜き排水を污水系統に、オーバー排水を雨水系統に接続します。ただし、屋内プールの場合は、両排水とも污水系統に接続します
- ④ 阻集器は使用者が掃除しやすい場所に設置します。
- ⑤ グレーチング及び集水ますを設置する場合は、排水計画平面図に集水範囲を矢印で明記します。

図 5.13 集水範囲



4. 参考図表

図 5.14 管防護断面図

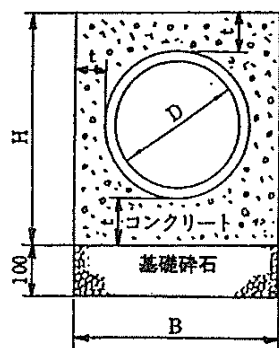


表 5.1 防護寸法表

(単位：mm)

D (内径)	B	H	t
100	206	206	50
125	333	333	100
150	360	360	100
200	413	413	100
250	466	466	100

図 5.15 トレンチ断面図

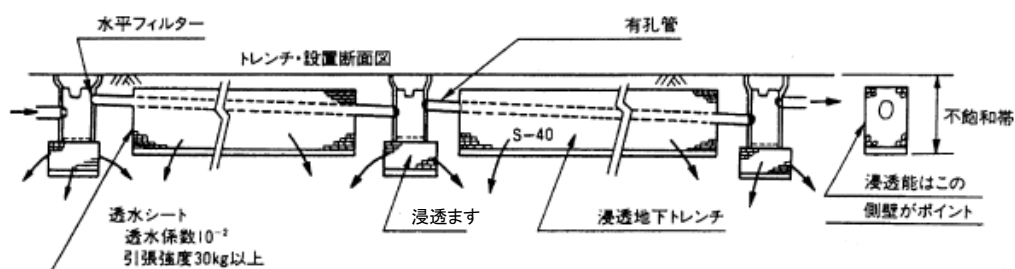


図 5.16 コンクリート製有孔ます

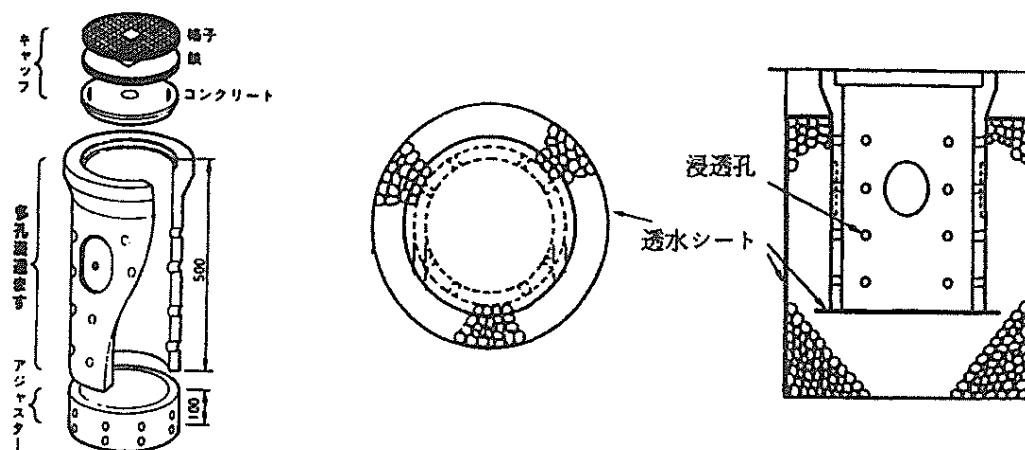


図 5.17 塩ビ製有孔ます (単位mm)

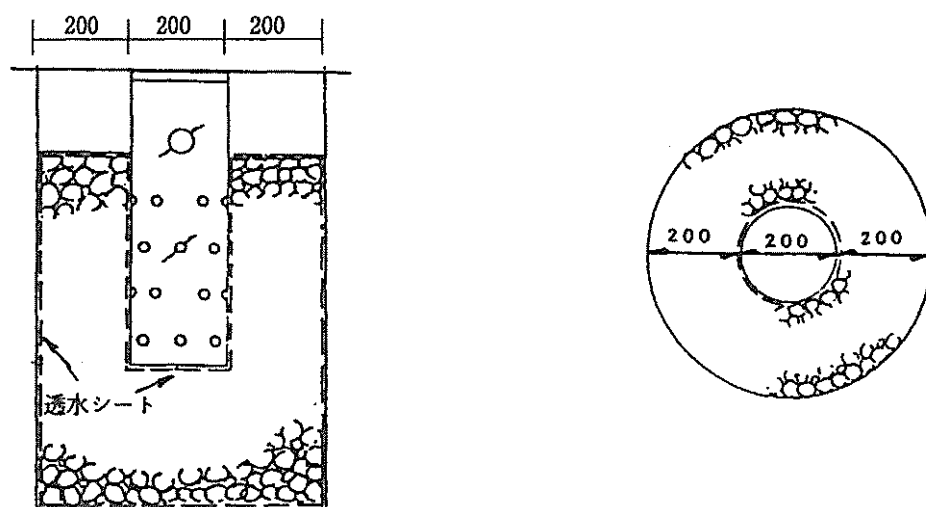


図 5.18 ポラコンます断面図

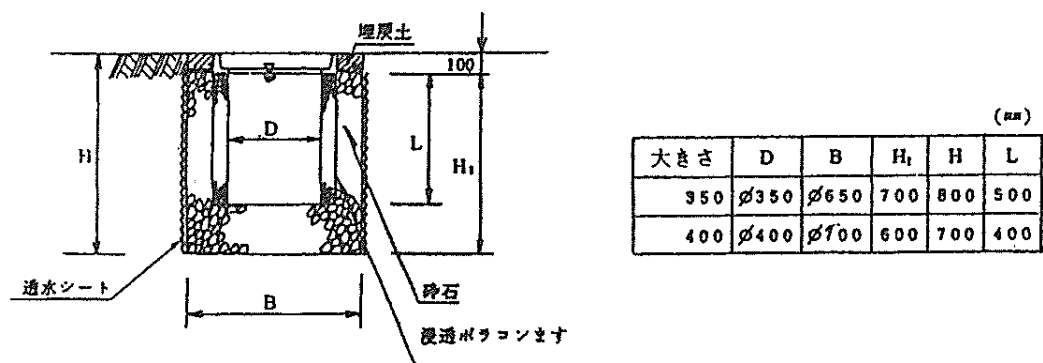


図 5.19 塩ビ製小口径ます

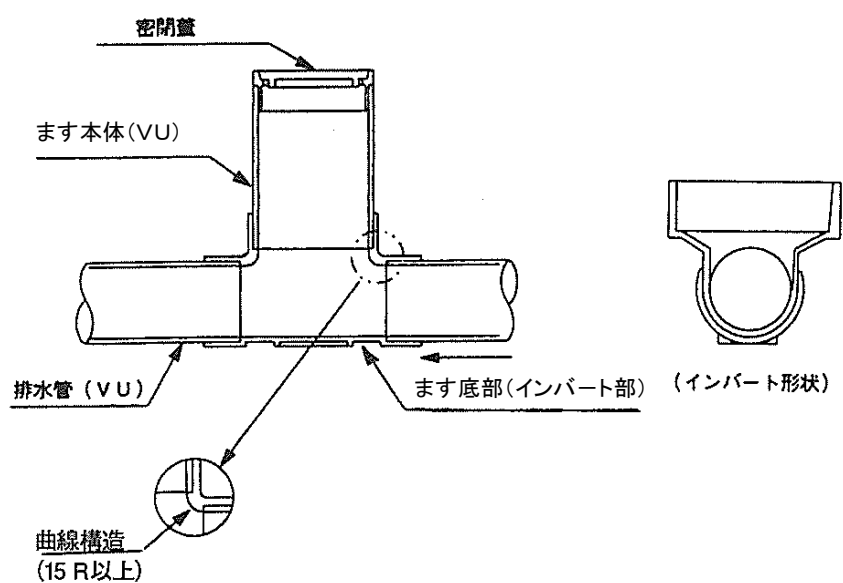


図 5.20 小口径ドロップます

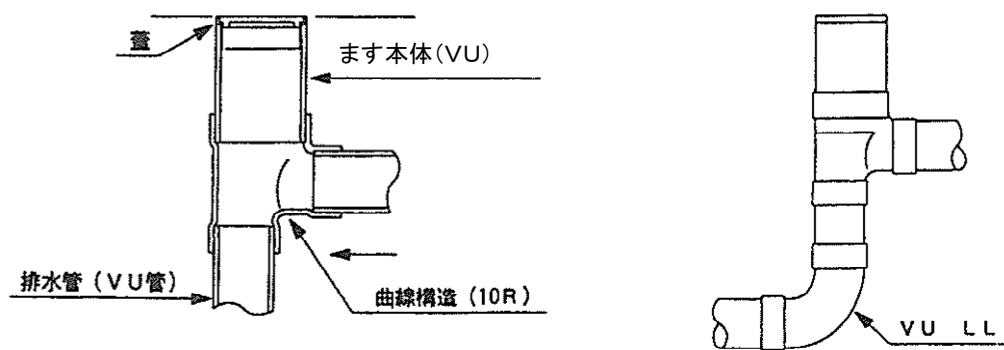


図 5.21 インバート平面図

平 面 図

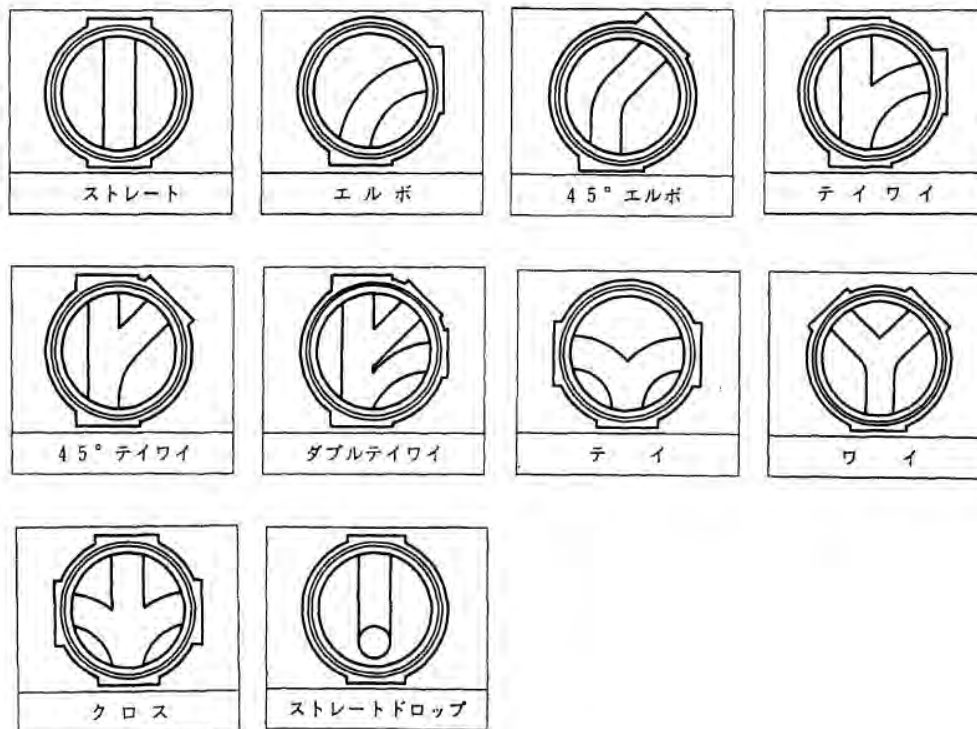


表 5.2 管渠流量表（硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管）円形管クッター公式

$n=0.010$

内 径	75		100		125		150		200		250	
断面積 m^2	.0044		.0079		.0123		.0177		.0314		.0491	
潤辺長 m	.2356		.3142		.3927		.4712		.6283		.7854	
径 深	.0188		.0250		.0313		.0375		.0500		.0625	
勾 配 %	流速	流量	流速	流量	流速	流量	流速	流量	流速	流量	流速	流量
150.0	2.434	.0108	3.068	.0241	3.666	.0451	4.216	.0745	5.250	.1649	6.202	.3044
100.0	1.987	.0088	2.505	.0197	2.993	.0368	3.442	.0608	4.286	.1347	5.064	.2486
75.0	1.721	.0076	2.169	.0170	2.592	.0319	2.981	.0527	3.712	.1166	4.385	.2152
50.0	1.405	.0062	1.771	.0139	2.116	.0260	2.433	.0430	3.030	.0952	3.580	.1757
40.0	1.256	.0055	1.584	.0124	1.892	.0233	2.176	.0385	2.710	.0851	3.202	.1572
35.0	1.175	.0052	1.481	.0116	1.770	.0218	2.035	.0360	2.535	.0796	2.995	.1470
30.0	1.088	.0048	1.371	.0108	1.638	.0202	1.884	.0333	2.347	.0737	2.772	.1361
25.0	.993	.0044	1.251	.0098	1.495	.0184	1.720	.0304	2.142	.0673	2.530	.1242
20.0	.888	.0039	1.119	.0088	1.337	.0164	1.538	.0272	1.915	.0602	2.263	.1111
18.0	.842	.0037	1.061	.0083	1.268	.0156	1.459	.0258	1.817	.0571	2.146	.1054
16.0	.794	.0035	1.000	.0079	1.195	.0147	1.375	.0243	1.713	.0538	2.023	.0993
15.0	.768	.0034	.969	.0076	1.157	.0142	1.331	.0235	1.658	.0521	1.959	.0962
14.0	.742	.0033	.936	.0073	1.118	.0138	1.286	.0227	1.602	.0503	1.892	.0929
12.0	.637	.0030	.866	.0068	1.035	.0127	1.190	.0210	1.483	.0466	1.752	.0860
10.0	.627	.0028	.790	.0062	.944	.0116	1.086	.0192	1.353	.0425	1.598	.0785
9.0	.594	.0026	.749	.0059	.896	.0110	1.030	.0182	1.283	.0403	1.516	.0744
8.5	.577	.0026	.728	.0057	.870	.0107	1.001	.0177	1.247	.0392	1.473	.0723
8.0	.560	.0025	.706	.0055	.844	.0104	.971	.0172	1.209	.0380	1.429	.0701
7.5	.542	.0024	.684	.0054	.817	.0100	.940	.0166	1.171	.0368	1.383	.0679
7.0	.524	.0023	.660	.0052	.789	.0097	.908	.0160	1.131	.0355	1.336	.0656
6.5	.504	.0022	.636	.0050	.760	.0094	.875	.0155	1.089	.0342	1.287	.0632
6.0	.484	.0021	.611	.0048	.730	.0090	.840	.0148	1.046	.0329	1.237	.0607
5.5	.464	.0020	.585	.0046	.699	.0086	.804	.0142	1.002	.0315	1.184	.0581
5.0	.442	.0020	.557	.0044	.666	.0082	.766	.0135	.955	.0300	1.128	.0554
4.5	.419	.0010	.528	.0041	.631	.0078	.726	.0128	.905	.0284	1.070	.0525
4.0	.395	.0017	.498	.0039	.595	.0073	.684	.0121	.853	.0268	1.008	.0495
3.5	.369	.0016	.465	.0037	.556	.0068	.640	.0113	.797	.0250	.942	.0463
3.0	.341	.0015	.430	.0034	.514	.0063	.592	.0105	.737	.0232	.872	.0428
2.8	.329	.0015	.415	.0033	.496	.0061	.571	.0101	.712	.0224	.842	.0413
2.6	.317	.0014	.400	.0031	.478	.0059	.550	.0097	.686	.0215	.811	.0398
2.5	.311	.0014	.392	.0031	.469	.0058	.539	.0095	.672	.0211	.795	.0390
2.4	.304	.0013	.384	.0030	.459	.0056	.528	.0093	.658	.0207	.778	.0382
2.2	.291	.0013	.367	.0029	.439	.0054	.505	.0089	.630	.0198	.745	.0365
2.0	.277	.0012	.350	.0027	.418	.0051	.481	.0085	.600	.0188	.709	.0348
1.9	.270	.0012	.340	.0027	.407	.0050	.469	.0083	.584	.0184	.691	.0339
1.8	.262	.0012	.331	.0026	.396	.0049	.456	.0081	.568	.0179	.672	.0330
1.7	.255	.0011	.322	.0025	.385	.0047	.443	.0078	.552	.0173	.653	.0320
1.6	.247	.0011	.312	.0024	.373	.0046	.429	.0076	.535	.0168	.633	.0311
1.5	.239	.0011	.301	.0024	.361	.0044	.415	.0073	.518	.0163	.612	.0301
1.4	.230	.0010	.291	.0023	.348	.0043	.401	.0071	.500	.0157	.591	.0290

管内の流速は0.6～1.5m/sの範囲とすることが適切です。P21－第4章2.(2)管径と勾配より

第 6 章 排水設備の確認申請等の手続

1. 排水設備の申請の手続

排水設備の新設等を行おうとする者は、施工前にその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより市長の確認を受けなければならないと定められています。（条例第 6 条）

(1) 申請依頼

排水設備工事は、市長が指定する工事店のみ施工ができること、又、申請書類の作成等についても専門的知識を必要とすること等から、指定工事店の義務として、指定工事店は申請者から事務手続きを代行することについて依頼があった時は、これを代行しなければなりません。

(2) 申請の提出

排水設備の確認申請は、規則第 4 条で定める排水設備計画確認申請書（第 1 号様式）に所定の事項を記入し、必要な図書を添付して市長に正、副 2 部申請します。

（添付書類）

ア. 案内図……申請地を赤枠で表示します。

イ. 平面図……縮尺 100 分の 1 を原則として、次の事項を表示します。

○ 道路境界及び公設マンホールから敷地境界までの距離

○ 施工地内にある建物の名称及び下水を排除する施設の位置

○ 管渠の配置、形状及び寸法

{汚水管は赤実線、雨水管は青実線、既設管は、汚水（赤）雨水（青）破線}

○ 公共ます及び宅地内の汚水、雨水ますの形状と寸法及び位置

○ 除害施設及びポンプ施設の位置（構造図、仕様書も添付します）

○ 他人の排水設備を使用するときは、その位置

○ 浄化槽の位置

ウ. 縦断面図……縮尺は、横は平面図に準じ、縦は 20 分の 1 以上とし、管渠の大きさ勾配及び連絡する排水管渠の高さ並びに固着させる公共下水道の高さを記入します。

エ. 構造詳細図……縮尺 50 分の 1 以上とし、排水管渠並びに付帯設備の構造、能力、形状及び寸法等を表示します。

オ. 他人の土地又は、排水設備等を使用するときは、承諾を得たのちに申請を提出します。

カ. その他、下水排除のために必要とされる図書、念書等。

(3) 審査

市長は、この申請を受付したときは、内容を審査して排水設備の設置及び構造基準に適合することを確認します。（完了検査後、申請書の副本を申請人に渡します。）

(4) 施工

工事店は確認を受けたら、その計画内容に従い工事を行います。

次の確認事項を変更する場合は、事前に市長に届け出て、確認を受けなければなりません。ただし、排水経路上でのますの 1 m 以内の移動及び軽微な変更についての変更申請は必要ありません。竣工図を提出することで対応します。

① 申請者、指定工事店の変更

施工者・申請者名義変更届を提出します。

② 排水計画の変更

排水計画変更（中止）申請書（第2号様式）を提出します。

ア．排水経路が変更になる場合。

イ．排水管の内径、種類、ますの形状等が変更になる場合。

ウ．建物計画が変わる場合。

(5) 完了届

工事が完了したら5日以内に完了届（第3号様式）を市長に届け出て、検査を受けなければなりません。

① 完了時提出書類

ア．完了届（第3号様式）

イ．公共下水道使用開始届（第12号様式）下水道部下水道総務課財務係へ

ウ．竣工図

エ．浄化槽廃止届（浄化槽切りかえ工事の場合）下水道部下水道整備課浄化槽係へ

オ．（貸付金を利用する場合）借用書・請求書・印鑑証明書（本人、連帯保証人）・

債権者登録依頼書・委任状（指定工事店代理受理の場合）、契約書等、納税証明書（完納証明書）（連帯保証人）下水道部下水道整備課事業係へ

（注）使用開始届の使用開始年月日は新設水道メーターの受付日、又は、改便工事日、既設水道メーター使用の場合、工事が完了した日を記入します。

(6) 検査の注意事項

① 完了届を提出する前に排水管のとおり、及びますの仕上がり状況等、排水設備が適切に施工されているか、自主検査を行います。

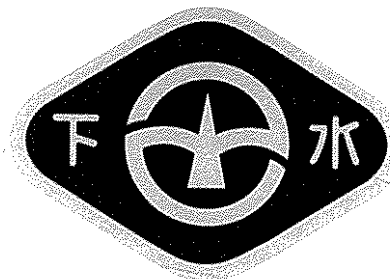
② 検査立会の連絡があった場合は、すみやかに申請者に連絡をとり、検査当日立ち入りができるようにします。

③ 検査の改善事項は7日間以内に完了し、改善報告書（第5号様式）を市長に提出します。

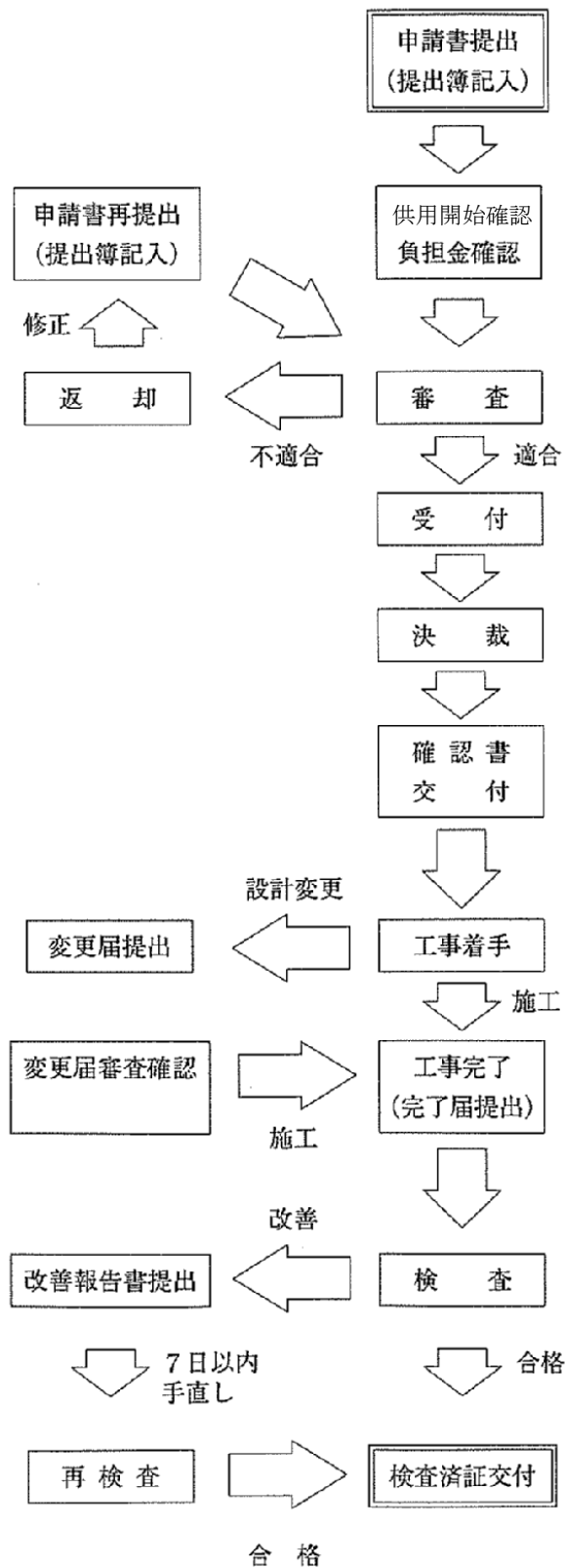
(7) 検査済証

市長は検査の結果、その工事が排水設備及び構造に関する規定に適合していると認めた場合、検査済証（第4号様式）（図6.1）を見やすい場所に掲示します。

図 6.1 検査済証



申請から検査済証交付まで



(注) 申請は原則として、申請書提出日より、土、日曜日及び祝祭日を含めない9日間にて、確認します。

ただし、申請内容が不備又は、不適合として返却した場合、申請書再提出日より、あらたに9日間にて確認します。

(注) 工事完了後5日以内に完了届を提出します。

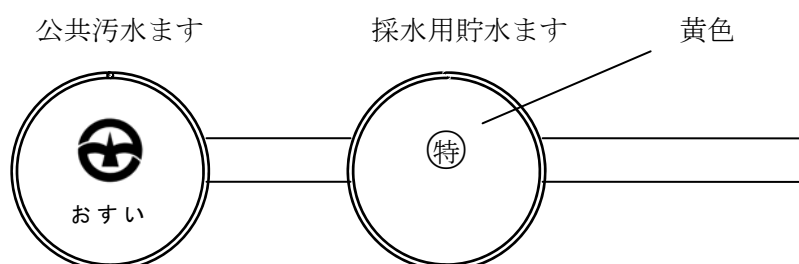
なお、使用開始届は公共下水道接続後、すみやかに提出してください。

第7章 特定施設・除害施設等

専用住宅以外（工場、事業場、特定事業場等）からの排水には、一般家庭の排水と異なり、有毒・有害・危険、その他の望ましくない性質の廃液が含まれる場合があります。これらの多くは終末処理場で除去できずにそのまま河川に放出されてしまいます。又、下水道施設を損傷したり、機能を低下させることもあります。

従って、これら（工場・事業場、特定事業場等）の排水設備は、廃液の性質に応じた耐蝕性をもった材質で集水し、除害施設で除害処理を施した後、下記表示の採水用貯水ますを設置し、公共汚水ますへ流入させねばなりません。

図 7.1



- (1) 特定施設：人の健康を害する恐れのあるもの又は生活環境に対して害をもたらす恐れのあるものを含んだ下水を流す施設のことで、下水道法の規定に基づき水質汚濁防止法施行令又はダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められた施設をいいます。

(P60 の 7. 特定施設一覧 参照)

- (2) 特定事業場：特定施設を設置している工場又は事業場を特定事業場といいます。
- (3) 除害施設：特定事業場をはじめ、下水の排除基準を超える下水は、処理施設を設置する等してその水質を下水の排除基準に適合させてからでなければ排除できません。このための施設をいいます。

1. 公共下水道への排除の制限

公共下水道の施設を保全し、終末処理場の機能の損傷を防ぐため、次の下水は公共下水道に排除することを制限しています。

- (1) 公共下水道の施設の機能を妨げ、又は施設を損傷する恐れのある下水（法第 12 条）
- (2) P58 の表 7.2 及び P59 の表 7.3 に掲げる、人の健康及び生活環境を害する恐れのある物質等を含んだ下水（法第 12 条の 2、第 12 条の 11）

2. 除害施設等

上記の下水は、公共下水道に排除する前に適切な処置をし、基準に適合させると共に、下水道管理者に届け出ることが義務付けられています。適切な処置とは以下のとおりです。

- (1) 原因排水の回収処理（再利用、廃棄物処理等の目的に応じた回収方法で対応した排出防止）
- (2) 除害施設・処理施設の設置（廃水の水質に応じた機能の処理施設で処理し、公共下水道へ排除します。水質を測定し記録します。）

3. 届出義務

特定事業場（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場）及び除害施設の設置対象となる工場又は事業場には、特定施設設置届出・除害施設設置届出等の届出義務があります。

施工の60日以上前に提出してください。（届出の例 P57の(1) 参照）

4. 特定施設・除害施設設置事業場の排水設備

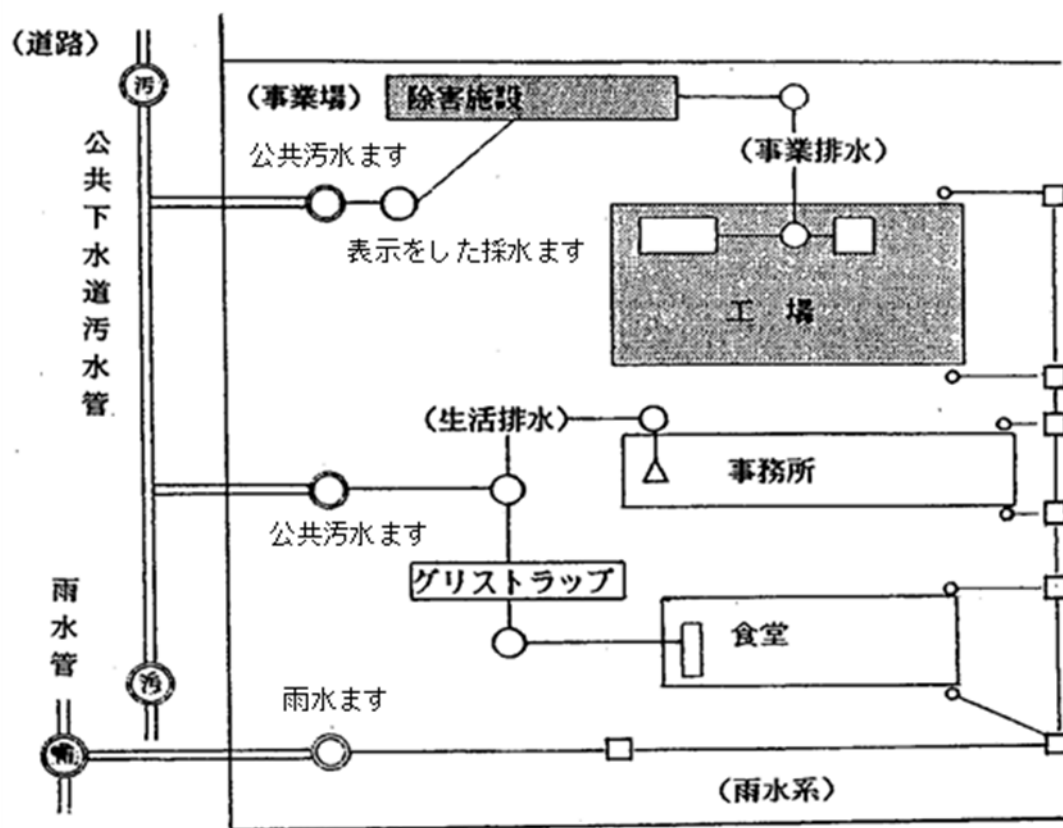
有害物質を使用する事業場からの排水は、事業排水と生活排水を分離して排水設備を設置してください。

(1) 事業排水集水上の注意

事業排水は、地中浸透等の恐れが無いように、発生源からの廃水の浸透飛散を防ぎすみやかに専用の排水設備に導入させると共に、その排水設備施工については、材質、施工方法に特別の注意をしてください。

- ① 熱排水の場合、耐熱性の材質を選定します。
- ② 熱膨張への対策をとります（接合部分が破損します）。
- ③ 酸、アルカリ性廃水による腐食を考慮した材質を選定します。この場合、モルタル等の使用はできません（モルタルは溶けてしまいます）。
- ④ 有機溶剤が含まれる場合は、塩ビ配管は危険です。
- ⑤ 接合方法を吟味してください（糊付けは万能ではありません）。

図 7.2 公共下水道への接続方法（例）



5. 特定施設、除害施設届出抜粋

表 7.1

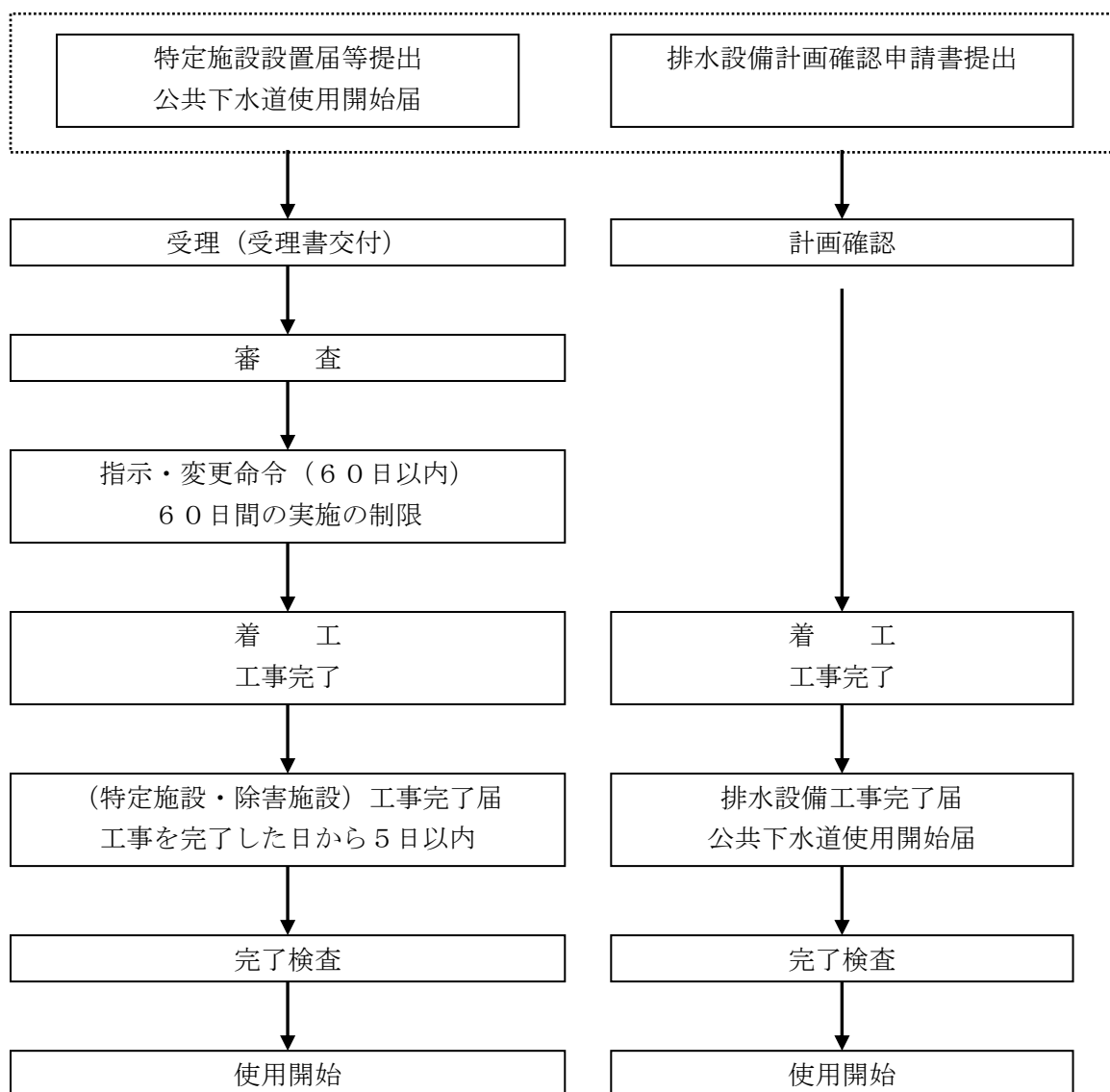
	公共下水道 使用開始届 を要する事 業場	特定事業場			除害施設設置事業場		
届出 の種 類	公共下水道 使用開始 (変更) 届	特定施設設置届 特定施設使用届	特定施設構造等 変更届	変更届等	除害施設 新設等届	氏名変更届	承継届
法令 根拠	法第11条の 2	法第12条の3	法第12条の4	法第12条の7 法第12条の8	条例第12条	条例第12条	条例第14条
届出 が必 要な 場合	(1) 日最大汚 水量が 50 m ³ 以上の事 業場 (2) 下水の排 除基準を超 える事業場 (3) 上記以外 の特定施設 設置事業場 (4) (1)、(2) の届出に係 る下水の量 又は水質を 変更しようと するとき	(1) 特定施設を 設置するとき (設置届) ※特定施設を更 新する場合も、 原則として設置 とみなす (2) 公共下水道 を使用している 者で既設の施設 が新たに特定施 設に指定された とき(使用届) (3) 特定施設を 設置している事 業場が公共下水 道を使用すること となったとき (使用届)	(1) 特定施設の構 造を変更しようと するとき (2) 特定施設の使 用の方法を変更し ようとするとき (3) 特定施設から 排除される下水又 は廃液の処理の方 法を変更しようと するとき (4) 特定事業場か ら排除される下水 の汚染状態及び量 を変更しようとす るとき (5) 特定事業場に おける用水又は排 水の系統を変更し ようとするとき ※(1)～(5)の変 更は特定施設の使 用又は設置の届出 書の同欄に記載し た事項の変更をい う	(1) 届出者の 氏名又は名 称、住所、法 人にあつては その代表者の 氏名に変更が あつた場合 (2) 特定事業 場の名称又は 所在地に変更 があつた場合 (3) 特定施設 の使用を廃止 したとき (4) 特定施設 を譲り受け、 又は借り受け たとき (5) 届出者につ いて相続、合 併又は分割 があつたとき	(1) 除害施 設の新設、 増築又は改 築をしようと するとき (2) 除害施 設の新設等 又は使用の 方法を変更 しようとし るとき	(1) 氏名又 は名称及び 住所又は所 在地並びに 法人にあつ ては代表者 の氏名が変 更したとき (2) 工場又 は事業場の 名称及び所 在地が変更 したとき (3) 工場又 は事業場の 概要が変更 したとき (4) 除害施 設の使用を 廃止したと き	(1) 除害施 設を譲り受 け、又は借 り受けたと き (2) 届出者 について相 続、合併又 は分割があ つたとき
届実 出施 期の 制限 又は	公共下水道 への接続工 事を実施し ようとする とき	(1) について届 出が受理され た日から60日 を経過した後 でなければ、 特定施設の 設置工事に 着手でない (2)、(3)につ いて30日以内	届出が受理され た日から60日 を経過した後 でなければ、 当該変更に 係る工事に 着手できない	変更等があつ た日から30 日以内	工事等着手 の日から6 0日前まで	速やかに	承継等があ つた日から 30日以内
罰 則	20万円以 下の罰金	(1) 3月以下の 懲役又は20万 円以下の罰金 (2)、(3) 20万 円以下の罰金	3月以下の懲役 又は20万円以 下の罰金	10万円以下 の過料	1万円以下 の過料	—	—

(1) 特定施設に関する届出の例

(新たに特定施設を設置する場合。)

- ① 特定施設の設置をしようとする場合は、特定施設設置届を施設設置の 60 日前までに提出し、必要に応じて実施制限期間短縮申請を行った後に着工してください。

届出から使用開始まで



- ② 特定施設設置届等における排水の系統は、排水設備計画確認申請図を基に作ります。

(注) 工場又は指定作業場を設置する場合、工場設置認可申請書又は指定作業場設置届出書について町田市環境資源部環境保全課規制指導係へ協議してください。

6. 町田市公共下水道における下水排除基準（下水道法及び町田市下水道条例第9条・第11条関連）

表 7.2 （ダイオキシン類以外）

平成 24 年 3 月 28 日現在

規 制 項 目	町 田 処 理 区 等				鶴 川 処 理 区 等			
	特定事業場		その他		特定事業場		その他	
	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
カドミウム及びその化合物	0.1		0.1		0.1		0.1	
シアン化合物	1		1		1		1	
有機りん化合物	0.2		0.2		1		1	
鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		0.1	
六価クロム化合物	0.5		0.5		0.5		0.5	
ひ素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		検出されないこと。		検出されないこと。		検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		0.003	
トリクロロエチレン	0.3		0.3		0.3		0.3	
テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		0.1	
ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		0.2	
四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		0.02	
1, 2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		0.04	
1, 1-ジクロロエチレン	1		1		1		1	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		0.4	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3		3		3		3	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		0.06	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		0.02	
チウラム	0.06		0.06		0.06		0.06	
シマジン	0.03		0.03		0.03		0.03	
チオベンカルブ	0.2		0.2		0.2		0.2	
ベンゼン	0.1		0.1		0.1		0.1	
セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		0.1	
ほう素及びその化合物	10		10		10		10	
ふっ素及びその化合物	8		8		8		8	
クロム及びその化合物	2	2	2		2	2	2	2
銅及びその化合物	1 (3)	1	1		3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	1 (3)	1	1		2	2	2	2
フェノール類	0.5	—	0.5	—	5	5	—	5
鉄及びその化合物(溶解性)	3 (10)	—	3	—	10	10	—	10
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	—	1	—	10	10	—	10
生物化学的酸素要求量	600	—	600	—	600	—	600	—
浮遊物質	600	—	600	—	600	—	600	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	—	5	—	5	—	5	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	—	5	—	30	—	30	—
窒素含有量	120	—	120	—	120	—	120	—
りん含有量	16	—	16	—	16	—	16	—
水素イオン濃度(水素指数)	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9	5～9
ニッケル及びその化合物	1				—			
外観	受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りがないこと。				異常な着色又は発泡が認められないこと。			
臭気	受け入れる下水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。				—			
温度	45度							
ヨウ素消費量	220							

備考1 単位は水素イオン濃度、外観、臭気、温度を除きすべてmg/ℓです。

2 内は直罰等による規制に係わる基準です。

3 鶴川処理区における 内の基準のうち50m³/日未満の特定施設の設置者に係るクロム及びその化合物の基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、フェノール類、溶解性鉄、溶解性マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8条に規定するものです。

4 町田処理区における基準のうち50m³/日以上の特設施設の設置者に係る銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄の（ ）内の基準は、昭和46年11月1日現在既に設置していた特定事業場に適用する基準です。

表 7.3 (ダイオキシン類)

平成 12 年 1 月 15 施行

対 象 者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	1 リットル当たり 10 ピコグラム以下

7. 特定施設一覧

(水質汚濁防止法施行令別表第1)

- (1) 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘さく用の泥水分離施設
- (1)の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 豚房施設（豚房の総面積が50m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (2) 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- (3) 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- (4) 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- (5) みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- (6) 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- (7) 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- (8) パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- (9) 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- (10) 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸りゅう施設
- (11) 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- (12) 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- (13) イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設

- (14) でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- (15) ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- (16) めん類製造業の用に供する湯煮施設
- (17) 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- (18) インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- (18)の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- (18)の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- (19) 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケツト機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- (20) 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- (21) 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- (21)の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- (21)の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- (21)の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- (22) 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- (23) パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- (23)の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- (24) 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設

- (25) 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- (26) 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- (27) 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- (28) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
- (29) コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- (30) 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸りゅう施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- (31) メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- (32) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- (33) 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処

- 理施設
- リ 廃ガス洗浄施設
- ヌ 湿式集じん施設
- (34) 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 脱水施設
- ハ 水洗施設
- ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- (35) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸りゅう施設
- ロ 分離施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- (36) 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- ハ 湿式集じん施設
- (37) 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的处理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 分離施設
- ハ ろ過施設
- ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
- ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設
- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設
- リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
- ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- (38) 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
- ロ 塩析施設
- (39) 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
- ロ 脱臭施設
- (40) 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
- (41) 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設
- (42) ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設
- (43) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- (44) 天然樹脂製品製造業の用に供する施設で

- あつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- (45) 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
- (46) 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- (47) 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- (48) 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- (49) 農薬製造業の用に供する混合施設
- (50) 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- (51) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸りゅう施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- (51)の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- (51)の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形成型洗浄施設
- (52) 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- (53) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 研摩洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- (54) セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- (55) 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- (56) 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- (57) 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- (58) 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- (59) 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- (60) 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- (61) 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- (62) 非鉄金属製造業の用に供する施設であつ

- て、次に掲げるもの
- イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- (63) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- (63) の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- (63) の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- (64) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- (64) の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- (65) 酸又はアルカリによる表面処理施設
- (66) 電気めっき施設
- (66) の 2 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗たく施設
 - ハ 入浴施設
- (66) の 3 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (66) の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (66) の 5 飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (66) の 6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (66) の 7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (67) 洗たく業の用に供する洗浄施設
- (68) 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- (68) の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- (69) と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- (69) の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46

- 年法律第 35 号) 第 2 条第 3 項に規定するものをいう。) に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)
- イ 卸売場
ロ 仲卸売場
- (69) の 3 地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号) 第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう。) に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000m²未満の事業場に係るものを除く。)
- イ 卸売場
ロ 仲卸売場
- (70) 廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号) 第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
- (70) の 2 自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。) の用にする洗車施設(屋内作業場の総面積が 800m²未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
- (71) 自動式車両洗淨施設
- (71) の 2 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗淨施設
ロ 焼入れ施設
- (71) の 3 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するものをいう。)である焼却施設
- (71) の 4 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの
- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
- (71) の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
- (71) の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
- (72) し尿処理施設(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。)
- (73) 下水道終末処理施設
- (74) 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前 2 号に掲げるものを除く。)

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令

別表第2)

- (1) 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- (2) カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- (3) 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- (4) アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- (5) 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、
廃ガス洗浄施設
- (6) 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- (7) カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 硫酸濃縮施設
ロ シクロヘキサン分離施設
ハ 廃ガス洗浄施設
- (8) クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 水洗施設
ロ 廃ガス洗浄施設
- (9) 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 乾燥施設
ハ 廃ガス洗浄施設
- (10) 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 廃ガス洗浄施設
- (11) 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
ニ 熱風乾燥施設
- (12) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
イ 廃ガス洗浄施設
ロ 湿式集じん施設
- (13) 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ 精製施設
ロ 廃ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設
- (14) 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ ろ過施設
ロ 精製施設
ハ 廃ガス洗浄施設
- (15) 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設

- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号に掲げる施設
- (17) フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- (18) 下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液含む下水を処理するものに限る。）
- (19) 第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）